

津市条例

- 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例
津市個人情報保護条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
津市ふるさと振興基金条例を廃止する条例
津市市税条例等の一部を改正する条例
津市手数料徴収条例の一部を改正する条例
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
津市火災予防条例の一部を改正する条例
津市議会委員会条例の一部を改正する条例
津市市税条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則
津市庁舎管理規則の一部を改正する規則
津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市会計規則及び津市物品会計規則の一部を改正する規則
津市モーター艇競走事業従業員の就業等に関する規則及び津市モーター艇競走事業応援従業員の就業等に関する規則を廃止する規則
津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市公印規則の一部を改正する規則
津市農業共済事業財務規則及び津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則を廃止する規則
津市事務分掌規則の一部を改正する規則
津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則
津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則
津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則
津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則
津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則
津市モーター艇競走事業の財務に関する特例を定める規則
津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市職員服務規程の一部を改正する訓令
津市総合行政ネットワーク文書管理規程を廃止する訓令
津市自動車事故対策委員会規程の一部を改正する訓令
津市モーターボート競走事業従業員の賃金に関する規程及び津市モーターボート競走事業従業員の非開催日における就業に関する規程を廃止する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
津市事務専決規程の一部を改正する訓令
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令
津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更
国民健康保険被保険者証の無効
認可地縁団体の告示事項の変更
放置自転車の撤去及び保管
地縁による団体の認可
津市森林整備計画変更計画書の縦覧
認可地縁団体の告示事項の変更
ボートレースチケットショップ養老における勝舟投票券の発売・払戻事務の委託
認可地縁団体の告示事項の変更
津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示
認可地縁団体の告示事項の変更
低炭素建築物の認定に関する告示
建築物省エネ法の認定に関する告示
建築物省エネ法の適合性判定に関する告示
津市家庭医療クリニック指定居宅療養管理指導事業運営規程
市道路線の廃止
市道路線の認定
市道路線の区域決定
市道路線の供用開始
市道路線の区域変更
市道路線の供用廃止

津市公告

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
都市計画公園事業の認可変更に係る図書の写しの縦覧
都市計画公園事業の事業認可
都市公園の設置及び供用開始
津市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧
開発行為に係る工事の完了
負傷動物の収容

津市上下水道事業管理規程

津市上下水道事業分課規程等の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市上下水道事業告示

公共下水道の供用開始区域

使用料等の収納事務の一部委託

津市消防本部訓令

津市消防事務専決規定及び津市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

津市議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会規則

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会訓令

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市指定文化財の指定

津市選挙管理委員会告示

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出揚溝土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市公平委員会規則

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第2号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、本市に幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下「こども園」という。）を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 こども園の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

(利用者負担額)

第3条 市長は、本市の設置するこども園において特定教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）（本市の支給認定を受けた者に限る。）から、同法第27条第3項第2号及び第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として、規則で定める額を徴収する。

- 2 市長は、本市の設置するこども園において特定教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者（本市以外の市町村（特別区を含む。）の支給認定を受けた者に限る。）から、当該支給認定を行った市町村の定める額を徴収する。
- 3 市長は、本市の設置するこども園において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項第1号の措置により保育を受けた児童又はその扶養義務者から、保育の実施に要する費用（同法第51条第4号に

規定する費用をいう。) を限度として、規則で定める額を徴収する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 こども園に係る入園の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(津市立香良洲浜っ子幼稚園設置条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 津市立香良洲浜っ子幼稚園設置条例 (平成18年津市条例第235号)

(2) 津市白山乳幼児教育センター設置条例 (平成18年津市条例第236号)

(津市立学校設置条例の一部改正)

4 津市立学校設置条例 (平成18年津市条例第232号) の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「 津市立修成幼稚園	津市修成町12番1号	を
津市立南立誠幼稚園	津市桜橋二丁目39番地	」に、
「 津市立南立誠幼稚園	津市桜橋二丁目39番地	」に、
「 津市立新町幼稚園	津市新町三丁目4番20号	」に、
津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地	を
津市立高茶屋幼稚園	津市高茶屋三丁目1番1号	」に、
津市立神戸幼稚園	津市神戸332番地1	」に、
「 津市立藤水幼稚園	津市藤方1627番地	を
津市立高茶屋幼稚園	津市高茶屋三丁目1番1号	」に、
「 津市立明合幼稚園	津市安濃町大塚253番地2	」に、
津市立香良洲幼稚園	津市香良洲町5722番地	」に、
「 津市立明合幼稚園	津市安濃町大塚253番地2	」に、
「 津市立高岡幼稚園	津市一志町高野1451番地	」に、
津市立白山幼稚園	津市白山町南出493番地	」に、
「 津市立高岡幼稚園	津市一志町高野1451番地	」に、

改める。

(津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第42号）
の一部を次のように改正する。

別表津市新町保育園の項、津市香良洲保育園の項及び津市白山保育園の項
を削る。

別表（第2条関係）

名称	位置	定員
津市立津みどりの森こども園	津市神戸332番地1	225人
津市立香良洲浜っ子幼稚園	津市香良洲町5722番地	192人
津市立白山こども園	津市白山町南出493番地	300人

津市個人情報保護条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前葉泰幸

津市条例第3号

津市個人情報保護条例及び津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第32条第5項において同じ。）」を加える。

第32条第5項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第35条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に

改める。

別表第2の2の項中「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は」を削り、同表の4の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」に改め、同表の8の項中「生活保護関係情報又は」を削る。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

津市ふるさと振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第4号

津市ふるさと振興基金条例を廃止する条例

津市ふるさと振興基金条例（平成18年津市条例第57号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第5号

津市市税条例等の一部を改正する条例

(津市市税条例の一部改正)

第1条 津市市税条例(平成18年津市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項第4号中「及び公益財団法人」を「、公益財団法人その他これらに類するもの」に改め、同条第2項中「納期限前7日」の次に「(同項第1号に該当する者(生活保護法の規定による生活扶助を受ける者に限る。)又は同項第3号若しくは第4号に該当する者にあっては、納期限)」を加える。

第71条第2項中「納期限前7日」の次に「(同項第1号に該当する固定資産の所有者にあっては、納期限)」を加える。

第89条第2項及び第90条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」

を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の7第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子

等の額」とする。

- (2) 第34条の5から第34条の6まで、第34条の7第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第

16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の6まで、第34条の7第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項前段、第34条の6、第34条の7第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の5の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ

るるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 津市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（津市市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、津市市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「改め、「」、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4、第34条の4の2及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成

「27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 津市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の10.9」を「100分の7.2」に改める。

第34条の4の2第1項中「10.9分の1.2」を「7.2分の1.2」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権

を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割は、申告納付の方法によって徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自

動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

- (ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
- (イ) 三輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

- 営業用 年額 6,900円
- 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

- 営業用 年額 3,800円
- 自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条の見出しを「（種別割の徴収の方法）」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「、市長において必要があると認めるものについて、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる」を「必要と認めるものに対しては、種別割を減免する」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自

「自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第3項中「第443条第1項若しくは第81条第2号又は第80条第3項ただし書」を「第445条第1項又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「三重県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、三重県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として三重県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とある

のは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中津市市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中津市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年津市条例第35号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の津市市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4及び第34条の4の2第1項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中津市市税条例第51条第1項及び第2項、第71条第2項、第89条第2項並びに第90条第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の津市市税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第6号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第15建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の項の前に次のように加える。

建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定	1 件 に つ き	ア 建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）以外である場合において、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法（以下この表において「消費性能に係る簡易な評価方法」という。）であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。	
		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	271,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	433,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	616,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超える10,000平方メートルのもの	756,000円

方メートル以内のもの	
床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超えるもの	891, 000 円
平方メートル以内のもの	

イ 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合において、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。

床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	98, 000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	164, 000 円
平方メートル以内のもの	
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	266, 000 円
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超えるもの	348, 000 円
床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超えるもの	418, 000 円
平方メートル以内のもの	
床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	490, 000 円

ウ 建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合

床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	21, 000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	42, 000 円
平方メートル以内のもの	

		<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの</td><td>107, 000 円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの</td><td>161, 000 円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの</td><td>200, 000 円</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの</td><td>249, 000 円</td></tr> </table>	床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの	107, 000 円	床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの	161, 000 円	床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの	200, 000 円	床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	249, 000 円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの	107, 000 円									
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの	161, 000 円									
床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの	200, 000 円									
床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	249, 000 円									
		<p>エ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額</p> <p>オ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたウの表に定める金額</p> <p>カ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（エ又はオに該当する建築物を除く。）の場合 当該建築物における工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額と工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたウの表に定める金額とを合算した額（当該額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額を超える場合は、当該アの表又はイの表に定める金額）</p> <p>（注） 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。</p>								
建築物 エネル ギー	1 件	ア 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合において、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、								

ギー消費性能適合性変更判定	につき	消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。	
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	136, 000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	219, 000 円
		床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	317, 000 円
		床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超えるもの	392, 000 円
		床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超えるもの	463, 000 円
		床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	531, 000 円
イ 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合において、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。			
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	50, 000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	85, 000 円
		床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	142, 000 円
		床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超えるもの	188, 000 円

		方メートル以内のもの	
		床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの	227, 000 円
		床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	268, 000 円
ウ 建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合			
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	11, 000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超える 2, 000 平方メートル以内のもの	24, 000 円
		床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの	62, 000 円
		床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの	95, 000 円
		床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの	118, 000 円
		床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	147, 000 円
エ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額			
オ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたウの表に定める金額			

		<p>カ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（エ又はオに該当する建築物を除く。）の場合 当該建築物における工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額と工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたウの表に定める金額とを合算した額（当該額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額を超える場合は、当該アの表又はイの表に定める金額）</p> <p>(注) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。</p>												
建築物 エネルギー消費性能 適合性 判定に 係る輕 微な変 更に該 当する 旨の証 明書の 交付	1 件 に つ き	<p>ア 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合において、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものでないとき。</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの</td> <td>68,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの</td> <td>109,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの</td> <td>158,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの</td> <td>196,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</td> <td>231,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの</td> <td>265,000 円</td> </tr> </table> <p>イ 建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合にお</p>	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	68,000 円	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	109,000 円	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの	158,000 円	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの	196,000 円	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	231,000 円	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	265,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	68,000 円											
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	109,000 円											
		床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの	158,000 円											
		床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの	196,000 円											
		床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	231,000 円											
		床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	265,000 円											

いて、判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、消費性能に係る簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものであるとき。

床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	25, 000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超える 2, 000 平方メートル以内のもの	42, 000 円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの	71, 000 円
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの	94, 000 円
床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル以内のもの	113, 000 円
床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	134, 000 円

ウ 建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合

床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	5, 000 円
床面積の合計が 300 平方メートルを超える 2, 000 平方メートル以内のもの	12, 000 円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル以内のもの	31, 000 円
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル以内のもの	47, 000 円
床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上のもの	

方メートルを超えるもの	59,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	73,000円
エ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額	
オ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）の場合 当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたウの表に定める金額	
カ 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（エ又はオに該当する建築物を除く。）の場合 当該建築物における工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額と工場等の用途の部分の床面積の区分に応じたウの表に定める金額とを合算した額（当該額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じたアの表又はイの表に定める金額を超える場合は、当該アの表又はイの表に定める金額）	
（注） 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、当該建築物における非住宅部分の用途及び床面積の区分に応じて算定する。	

別表第15建築物エネルギー消費性能に係る認定の項中「同号の規定により定められた簡易な評価方法（以下この表において「消費性能に係る簡易な評価方法」という。）」を「消費性能に係る簡易な評価方法」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第7号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第25条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第25条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式

等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項及び第25条第1項第1号の規定（これらの規定中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等の額及び同条第4項に規定する特例適用配当等の額に関する部分を除く。）は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第8号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表上浜町六丁目住宅の項中「2」を「1」に改め、同表里ノ上A住宅の項中「12番4号～12番6号」を「12番5号、12番6号」に改め、「、12番11号」を削り、同項戸数の欄中「14」を「12」に改め、同表里ノ上B住宅の項中「、18番4号～18番7号」を削り、「24」を「20」に改め、同表中別保住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第9号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 ゲートボール場の部津市久居スポーツ公園内ゲートボール場の項及
び津市白山倭ゲートボール場の項を削る。

別表第12中「及び設備器具」を削り、同表設備器具の項を削る。

別表第26を次のように改める。

別表第26 削除

別表第29中「、津市白山倭ゲートボール場」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第10号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成25年津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「商談室兼控室（大）」を「商談室1」に、「商談室兼控室（小）」を「商談室2」に改める。

(津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までの改正規定のうち別表第4中

サブアリーナ	照明設備	全灯1時間	3, 400
		4分の3灯1時間	2, 700
		2分の1灯1時間	2, 000
		4分の1灯1時間	1, 000
		観客席1時間	1, 000
音響設備	1式	2, 000	を
	冷暖房設備	アリーナ面1時間	7, 500
		観客席1時間	2, 500

サブアリーナ	照明設備	全灯 1 時間	3, 400
		4 分の 3 灯 1 時間	2, 700
		2 分の 1 灯 1 時間	2, 000
		4 分の 1 灯 1 時間	1, 000
		観客席 1 時間	1, 000
	音響設備	1 式	2, 000
冷暖房設備	アリーナ面 1 時間	7, 500	
	観客席 1 時間	2, 500	
机 (大)	1 台	60	
机 (小)	1 台	30	
椅子	1 脚	30	
演台	1 台	700	
司会者台	1 台	300	
花台	1 台	300	
ハンドボール	1 組	300	
テニス	1 組	540	
バスケットボール	1 組	540	
バレーボール	1 組	300	
バドミントン	1 組	180	
卓球	1 組	200	
フットサル	1 組	300	
レスリング	1 組	600	
空手	1 組	600	
フェンシング	1 組	600	
相撲	1 組	150	
太極拳	1 組	150	
柔道用畳	1 枚	20	
電光掲示盤	1 式	750	
システムカウンター	1 式	450	
フロアシート	1 枚	100	
電源コンセント	1 口	100	

に

改める。

別表第4の次に3表を加える改正規定のうち別表第6中

柔剣道場	照明設備	1 時間	4 0 0
	音響設備	1 式	2, 0 0 0
	冷暖房設備	1 時間	3, 0 0 0
弓道場	照明設備	1 時間	2 0 0
	音響設備	1 式	1, 0 0 0
	冷暖房設備	観客席 1 時間	1, 0 0 0

を

柔剣道場	照明設備	1 時間	4 0 0
	音響設備	1 式	2, 0 0 0
	冷暖房設備	1 時間	3, 0 0 0
	レスリング	1 組	6 0 0
	空手	1 組	6 0 0
	フェンシング	1 組	6 0 0
	相撲	1 組	1 5 0
	太極拳	1 組	1 5 0
弓道場	照明設備	1 時間	2 0 0
	音響設備	1 式	1, 0 0 0
	冷暖房設備	観客席 1 時間	1, 0 0 0
机 (大)	1 台		6 0
机 (小)	1 台		3 0
椅子	1 脚		3 0
演台	1 台		7 0 0
司会者台	1 台		3 0 0
花台	1 台		3 0 0
フロアシート	1 枚		1 0 0
電源コンセント	1 口		1 0 0

に

改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第11号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第47条の4の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の5 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法、令又はこれらに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第12号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成18年津市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号才中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第13号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「において、当該税額に」を「には、」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第9号

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第8条中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第19条第3項の規則で定める職員は、三重短期大学学長とする。

附則に次の1項を加える。

(平成28年改正条例附則第3条第1項の規定が適用される間の読み替え)

10 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第2項中「条例第20条第1項」とあるのは、「津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年津市条例第36号)附則第3条第1項の規定により読み替えられた条例第20条第1項」とする。

(津市職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 津市職員の住居手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第19条」を「第19条第2項」に、「第20条第1項」を「条例第20条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成28年改正条例附則第3条第1項の規定が適用される間の読み替え)

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第20条第1項」とあるのは、「津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年津市条例第36号)附則第3条第1項の規定により読み替え

られた条例第20条第1項」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第10号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「、一般社団法人」を「並びに一般社団法人」に、「並びに特例社団法人及び特例財団法人（収益事業を併せて行うものを除く。）で」を「であって、収益事業を併せて行わないもののうち、」に改める。

第7号様式中

相 続 表 人 の 者	氏 名 (名 称)		印
	住 所 (所 在 地)		
	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。		

を

相 続 表 人 の 者	氏 名 (名 称)		印
	住 所 (所 在 地)		
	電 話 番 号		
	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。		

に

改める。

第38号様式その2の次に次の1様式を加える。

第38号様式その3 (第21条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">(住 所)</p> <p style="text-align: center;">(氏 名) 様</p> <p style="text-align: center;">お問い合わせ番号</p> <p style="text-align: center;">(住 所) 津市(名称)部(名称)課 電話番号</p> <p style="text-align: center;">市税の納付場所</p>	<p style="text-align: center;">管 津市</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">I.D.</td> <td style="width: 10%;">番号</td> <td style="width: 10%;">督促手数料</td> <td style="width: 10%;">延滞</td> <td style="width: 10%;">年</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">料目 督促年度 会計年度 期別</td> <td>通知書番号</td> <td>納付期</td> <td>(印)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように書いて下さいに記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 度</td> <td>期 別</td> <td>科 目</td> <td>通 知 書 番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 税 義 務 者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 付 額</td> <td></td> <td>円</td> <td>督 促 手 数 料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td></td> <td>円</td> <td>納付指定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 计</td> <td></td> <td>円</td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">CVS収納用</p>	I.D.	番号	督促手数料	延滞	年	<input type="text"/>	料目 督促年度 会計年度 期別		通知書番号	納付期	(印)	手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように書いて下さいに記入してください。					年 度		期 別	科 目	通 知 書 番 号	納 税 義 務 者					納 付 額		円	督 促 手 数 料		延 滞 金		円	納付指定期限		合 计		円	備 考		<p style="text-align: center;">管 津市</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">年 度</td> <td style="width: 10%;">科 目</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">通 知 書 番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 税 義 務 者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 付 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 计</td> </tr> <tr> <td colspan="2">期 別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 付 額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 计</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付指定期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">津市長 (氏 名) 印</p> <p style="text-align: center;">お問い合わせ窓口は、本状宛名面に記載しています。</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり 領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">領収書は大切に 保管して下さい。</p> <p style="text-align: center;">収印不要</p>	年 度	科 目	<input type="text"/>	<input type="text"/>	通 知 書 番 号		納 税 義 務 者		納 付 額		延 滞 金		合 计		期 別		納 付 額		延 滞 金		合 计		納付指定期限		備 考					
I.D.	番号	督促手数料	延滞	年																																																																					
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																					
料目 督促年度 会計年度 期別		通知書番号	納付期	(印)																																																																					
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように書いて下さいに記入してください。																																																																									
年 度		期 別	科 目	通 知 書 番 号																																																																					
納 税 義 務 者																																																																									
納 付 額		円	督 促 手 数 料																																																																						
延 滞 金		円	納付指定期限																																																																						
合 计		円	備 考																																																																						
年 度	科 目																																																																								
<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																																								
通 知 書 番 号																																																																									
納 税 義 務 者																																																																									
納 付 額																																																																									
延 滞 金																																																																									
合 计																																																																									
期 別																																																																									
納 付 額																																																																									
延 滞 金																																																																									
合 计																																																																									
納付指定期限																																																																									
備 考																																																																									

(裏)

<p>納付場所</p>		
<p>○ 納付に関する問い合わせ先 津市役所 (名称) 電話</p>		
<p>(延滞金) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%ペーセント（納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3%ペーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1ペーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3%ペーセントの割合に満たない場合には、その額）（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6%ペーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%ペーセントの割合を加算した割合とし、年7.3%ペーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1ペーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%ペーセントの割合を超える場合には、年7.3%ペーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額が加算されます。</p>		
<p>(滞納処分) この督促状を発出した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。</p>		
<p>(不服がある場合) この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長官に対して審査請求をすることができます。 また、この審査請求に対する審査を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができきます。</p>		
<p>（注）この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。</p>		
<p>問い合わせ先</p>		
<p>○ 市税の納税に関すること ・納税についての御相談に関すること ・市税の口座振替に関すること 電話番号</p>		
<p>○ 市民税・県民税、軽自動車税の課税内容に関すること ・市民税・県民税に関すること ・軽自動車税に関すること 電話番号</p>		
<p>○ 固定資産税・都市計画税の課税内容に関すること ・土地に関すること ・家屋・償却資産に関すること 電話番号</p>		

第46号様式その1及び第46号様式その2中

1 2	月						
2	月						

を

1 2	月						
2	月						
翌年度仮徴収税額	4月						
翌年度仮徴収税額	6月						
翌年度仮徴収税額	8月						

に改める。

第50号様式を次のように改める。

第50号様式（第21条関係）

法人等の設立・開設・異動申告書

 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td style="text-align: center;">〒 TEL</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td style="text-align: right;">(印)</td> </tr> <tr> <td>この申告に応答する者の氏名、係名及び電話番号</td> <td style="text-align: right;">TEL</td> </tr> </table>	管理番号		法人番号		本店所在地	〒 TEL	ふりがな		法人の名称		代表者氏名	(印)	この申告に応答する者の氏名、係名及び電話番号	TEL
	管理番号														
	法人番号														
	本店所在地	〒 TEL													
	ふりがな														
法人の名称															
代表者氏名	(印)														
この申告に応答する者の氏名、係名及び電話番号	TEL														

(市提出用)

※

□印のある欄については、該当する項目にレ印をつけてください。

① 次のとおり法人等を 設立・開設 しましたので申告します。

設立・開設年月日	年 月 日	
津市内に設立した本店 又は開設した支店等	所在 地	
	名 称	
資本等の金額	円	
事業年度 又は連結事業年度	月 日 ~ 月 日	月 日 ~ 月 日
事業種目		
津市内に本店を設立した場合における津市以外の支店等の有無	有	無
法人税の申告期限の延長の有無	有 (箇月)	無
一般社団・財団法人の場合	非営利型法人	普通法人
公益法人等の場合の収益事業の有無	有	無

② 次のとおり法人等の内容について異動がありましたので申告します。

異動年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
異動事項	異動前	異動後	
名称 所在地 資本等の金額 支店等廃止 その他 ()			
	上記異動後の津市内に所在する支店等の有無		有 無
解散 清算結了 合併	清算人又は 被合併法人	住所又は 所在 地	TEL
		氏名又は 名 称	

添付書類	定款等の写し 登記事項証明書等の写し その他参考資料 ()	関与税理士 TEL
------	--------------------------------------	--------------

第52号様式中

を

課税標準となる法人税額 ①			円			円
分割基準 ②	人	人		人	人	
/				/		
分割法人における課税標準となる法人税額①×② ③			円			円
税率 ④	/100			/100		
税額 ⑤ ①×④又は③×④			円			円
市町村民税の特定寄附金 ⑥ 税額控除額			円			円
外国の法人税等の額の控除額 ⑦			円			円
仮装経理に基づく法人税 割額の控除額 ⑧			円			円

差引法人税割額 ⑨ ⑤-⑥-⑦-⑧		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額 ⑩		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
法人税割額 ⑪ ⑨-⑩		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
均 等 割 額	算定期間中において 事務所等を有してい た月数 ⑬	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	均等割額 ⑭	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
納付すべき市民税額又は減 額すべき市民税額⑫+⑮ ⑯ (一印は減額)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
不足税額に対する 延滞金		計算期間 ⑰ (~) 日	控除期間 ⑱ (~) 日	⑰-⑱ 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第11号

津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

津市庁舎管理規則（平成18年津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に改める。

第1号様式中 「（名 称）部（名 称）課
担当副主幹 ④」を

「所属

職名 に改める。

氏名 ④」

第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第12号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」を「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に、「及び国民の祝日に関する法律」を「、国民の祝日に関する法律」に、「（1月1日を除く。）」を「並びに1月2日、同月3日及び12月31日」に改め、「、8月14日、同月15日」を削り、同表津市夜間成人応急診療所の項を次のように改める。

津市応急クリニック	条例第4条第3項第1号に掲げる事業（休日に係る事業に限る。）	日曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月31日	午前10時から午後4時まで
	条例第4条第3項第1号に掲げる事業（夜間に係る事業に限る。）	1月1日から12月31日まで	午後7時30分から午後11時まで

第5条の表中「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」を「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に、「津市夜間成人応急診療所」を「津市応急クリニック」に改める。

第6条の表中「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」を「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」に改め、同表津市夜間成人応急診療所の項を次のように改める。

津市応急クリニック	条例第4条第3項第1号に掲げる事業（休日に係る事業に限る。）	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
	条例第4条第3項第1号に掲げる事業（夜間に係る事業に限る。）	午後7時30分から午後11時まで

業に限る。)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市会計規則及び津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第13号

津市会計規則及び津市物品会計規則の一部を改正する規則

(津市会計規則の一部改正)

第1条 津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(津市物品会計規則の一部改正)

第2条 津市物品会計規則(平成18年津市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表1の項第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市モーター ボート競走事業従事員の就業等に関する規則及び津市モーター ボート競走事業応援従事員の就業等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第14号

津市モーター ボート競走事業従事員の就業等に関する規則及び津市モーター ボート競走事業応援従事員の就業等に関する規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津市モーター ボート競走事業従事員の就業等に関する規則（平成18年
津市規則第153号）
- (2) 津市モーター ボート競走事業応援従事員の就業等に関する規則（平成1
8年津市規則第154号）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前葉泰幸

津市規則第15号

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「津市国民健康保険竹原診療所」の次に「及び津市家庭医療クリニック」を加える。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第16号

津市公印規則の一部を改正する規則

津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中

「 国民健康保険被保険者証の印影印刷用、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険標準負担額減額認定証	」 を 「 国民健康保険の資格及び給付に係る内容を市名をもって証する書面並びに当該書面の印影印刷用
介護保険被保険者証の印影印刷用、介護保険資格者証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	」 を 「 国民健康保険の資格及び給付に係る内容を市名をもって証する書面並びに当該書面の印影印刷用
国民健康保険被保険者証の印影印刷用、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険標準負担額減額認定証並びに介護保険被保険者証の印影印刷用、介護保険	」 を 「 国民健康保険及び介護保険の資格及び給付に係る内容を市名をもって証する書面

に改め、同表休日

資格者証、介護保険標準負担額減額認定証、
介護保険特定標準負担額減額認定証及び介護
保険利用者負担額減額
・免除等認定証

応急・夜間こども応急クリニック印の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市農業共済事業財務規則及び津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第17号

津市農業共済事業財務規則及び津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則を廃止する規則

(津市農業共済事業財務規則の廃止)

第1条 津市農業共済事業財務規則（平成18年津市規則第173号）は、廃止する。

(津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則の廃止)

第2条 津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則（平成18年津市規則第174号）は、廃止する。

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第18号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号の表中「工業振興課 工業振興担当」を
「経営支援課 経営支援担当」に改め、同項中第10号を削り、第1
企業誘致課 企業誘致担当」
1号を第10号とし、同項第12号の表中「用地担当 道路整備担当 公園整
備担当」を「公園整備担当 道路整備担当」に改め、同号を同項第11号とし、
同項に次の1号を加える。

(12) ポートレース事業部

経営管理課 経営管理担当
事業推進課 企画広報担当 投票・警備担当 施設・整備担当

第2条第3項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号
を加える。

(7) 健康福祉部高齢福祉課

地域包括ケア推進室 地域包括ケア推進担当

第2条第3項第9号の表中「農業共済室 農業共済担当」を削り、
同項第11号の表中「事業調整室 事業調整担当」を
「事業調整室 事業調整担当」
用地・地籍調査推進室 用地担当 地籍調査推進担当」
に改める。

別表第1政策財務部の表財産管理課の部管理担当の項中第16号を第17号
とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 外郭団体への出資・出捐の総括に関すること。

別表第1政策財務部の表財産管理課の部財産活用担当の項第2号中「取得及
び」を削り、同項中第4号及び第5号を削り、第3号を第5号とし、第2号の
次に次の2号を加える。

(3) 公共施設等総合管理計画に関すること。

(4) 公共施設の整備、再編等に係る総合調整に関すること。

別表第1総務部の表行政経営課の部行政経営担当の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公民連携事業の推進に係る総括に関すること。

別表第1市民部の表市民課の部企画管理・斎場担当の項第1号を次のように改める。

(1) アストプラザオフィスとの連絡調整に関すること。

別表第1環境部の表環境政策課の部企画管理担当の項第3号中「簡易水道事業、」を削る。

別表第1健康福祉部の表高齢福祉課の部高齢福祉担当の項第4号中「生活支援」を「在宅福祉事業」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「課」の次に「（地域包括ケア推進室を含む。）」を加え、同号を同項第9号とし、同表介護保険課の部介護保険担当の項第3号中「給付」の次に「及び第1号事業費の支払」を加え、同項第4号及び第5号中「介護保険サービス提供事業者」の次に「及び介護予防・生活支援サービス事業者」を加え、同部認定審査担当の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 基本チェックリストの総括及び調整に関すること。

別表第1健康福祉部の表保険医療助成課の部管理・年金担当の項第5号中「津市国民健康保険竹原診療所」の次に「及び津市家庭医療クリニック」を加える。

別表第1商工観光部の表商業振興労政課の部商業振興担当の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表工業振興課の部を次のように改める。

経営支援課	経営支援担当	<p>(1) 中小企業等に係る総合的な企業支援に関すること。</p> <p>(2) 創業支援に関すること。</p> <p>(3) 中小企業等に係る企業間交流の促進及び情報発信に関すること。</p> <p>(4) 工業の振興施策の計画及び調整に関すること。</p>
-------	--------	---

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 工業の振興に関すること。 (6) 商工業に係る融資に関すること。 (7) 各種工業関係団体に関すること。 (8) 誘致企業及び立地企業の奨励制度に関すること。 (9) ビジネスサポートセンターに関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
企業誘致課	企業誘致担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業の誘致に関すること。 (2) 誘致企業及び立地企業の立地調整に関すること。 (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。 (4) 工業団地等に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。

別表第1 農林水産部の表農林水産政策課の部企画管理担当の項第5号中「農業共済室、」を削り、同部農業振興担当の項に次の2号を加える。

- (14) 農業共済事業に関すること。
- (15) 三重県農業共済組合との連絡調整に関すること。

別表第1 競艇事業部の表を削る。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築審査担当の項に次の1号を加える。

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。

別表第1 都市計画部の表建築指導課の部建築安全・耐震担当の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削る。

別表第1 建設部の表建設政策課の部企画管理担当の項第5号中「事業調整室」の次に「及び用地・地籍調査推進室」を加え、同部調査担当の項を次のように改める。

調査担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路に係る路線の認定、廃止及び変更に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池の占用許可及び使用許可並びに占用料及び使用
------	---

	料の徴収に関すること。
(3)	道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の管理及び財産処分に関すること。
(4)	道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いに関すること。
(5)	道路台帳及び公園台帳の調製及び保管に関すること。
(6)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等（土木工事に限る。）に関すること。
(7)	法定外公共物の譲与に関すること。
(8)	特殊車両の通行に関すること。

別表第1 建設部の表建設整備課の部用地担当の項を削り、同部道路整備担当の項及び公園整備担当の項を次のように改める。

公園整備担当	(1) 都市計画事業における公園に係る事業等の調査、計画及び実施に関すること。 (2) 公園緑地事業に係る工事の推進及び総括に関すること。 (3) 公園の維持管理計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく公園等の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。 (5) 課（河川排水推進室を含む。）の庶務に関すること。
道路整備担当	(1) 道路及び橋りょうの新設、改良事業等に係る調査、計画及び実施に関すること。 (2) 道路整備計画の策定及び進行管理に関すること。 (3) 橋りょう長寿命化修繕計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 舗装維持管理計画の策定及び進行管理に

	<p>関すること。</p> <p>(5) 都市計画事業における街路事業等の調査、計画及び実施に関すること。</p> <p>(6) 交通安全施設の計画、調整等に関すること。</p> <p>(7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく道路等の整備に係る事前協議、完了検査等に関すること。</p>
--	--

別表第1 建設部の表の次に次の表を加える。

ボートレース事業部

課	担当	分掌事務
経営管理課	経営管理担当	<p>(1) モーターボート競走事業の総合的な経営及び管理に関すること。</p> <p>(2) モーターボート競走事業の調査、計画等に関すること。</p> <p>(3) モーターボート競走事業関係団体に関すること。</p> <p>(4) モーターボート競走事業に係る予算の編成及び予算執行の指導統制に関すること。</p> <p>(5) モーターボート競走事業に係る決算に関すること。</p> <p>(6) モーターボート競走事業に係る企業債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(7) モーターボート競走事業に係る金銭の出納及び保管に関すること。</p> <p>(8) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p>(9) 場外発売場に関すること。</p> <p>(10) 臨時職員等の任用条件、勤務条件、福利厚生等に関すること。</p> <p>(11) 部に係る予算の調製及び執行に関すること。</p>

		(12) 部及び課の庶務に関すること。
事業推進課	企画広報担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開催業務の企画、広報等に関すること。 (2) 発売日程に関すること。 (3) 場間場外システムに関すること。 (4) 場間場外発売等に係る渉外活動に関すること。 (5) 電話投票に関すること。 (6) 番組編成に関すること。 (7) ファンの実態調査等に関すること。 (8) ファンサービスに関すること。 (9) 課の庶務に関すること。
	投票・警備担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 勝舟投票券の発売並びに払戻金及び返還金の支払に関すること。 (2) 勝舟投票券の発行及び計算システムに関すること。 (3) 外向発売所の運営に関すること。 (4) 競走場の警備に関すること。 (5) 入場者、自動車等の整理に関すること。 (6) 警察署、消防署等関係機関との連絡に関すること。
	施設・整備担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) モーターボート競走事業に係る資産の管理、評価及び固定資産台帳に関すること。 (2) 競走場施設及び外向発売所施設の維持管理に関すること。 (3) 競走用モーター及びボートに関すること。

別表第2建設部の表 津北工事事務所の部管理担当の項第4号中「境界立会い」
津南工事事務所

を「境界立会いの受付」に改め、同部補修担当の項第2号中「、都市下水路」を削る。

別表第3健康福祉部福祉政策課の表の次に次の表を加える。

健康福祉部高齢福祉課

室	担当	分掌事務
---	----	------

地域包括ケア推進室	地域包括ケア推進担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の包括的な支援・サービス体制の構築に係る事業の企画及び調整に関すること。 (2) 地域包括支援センターに関すること。 (3) 一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業に関すること（第1号事業費の支払に関すること並びに介護予防・生活支援サービス事業者の指定及び指導・監査に関するることを除く。）。 (4) 生活支援体制整備事業に関すること。 (5) 認知症施策推進事業に関すること。 (6) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。 (7) 地域ケア会議推進事業に関すること。 (8) その他高齢者支援に関すること。
-----------	------------	---

別表第3商工観光部工業振興課の表を削る。

別表第3農林水産部農林水産政策課の表農業共済室の部を削る。

別表第3建設部建設政策課の表に次のように加える。

用地・地籍調査推進室	用地担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、公園、水路、河川及び調整池の新設、改良等に伴う用地取得及び補償に関すること。 (2) 道路、公園、水路、河川及び調整池の用地の寄附取得に関すること。 (3) 未登記用地の処理に関すること。
	地籍調査推進担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地籍調査に係る事業の調整、計画及び実施に関すること。 (2) 地籍調査実施区域に係る道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界立会いに関すること。 (3) 公共基準点に関すること。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の

交付又は人事異動通知書の交付に代える部長等への通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる部、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

商工観光部	工業振興課	工業振興担当	商工観光部	経営支援課	経営支援担当
		当			当
〃	企業誘致室	企業誘致担当	〃	企業誘致課	企業誘致担当
		当			当
競艇事業部	競艇管理課	経営管理担当	ボートレー ス事業部	経営管理課	経営管理担当
		当			当
〃	〃	施設担当	〃	事業推進課	施設・整備担当
〃	競艇事業課	企画広報担当	〃	〃	企画広報担当
		当			当
〃	〃	労務投票担当	〃	〃	投票・警備担当
		当			
〃	〃	警備担当	〃	〃	〃
〃	〃	整備担当	〃	〃	施設・整備担当
建設部	建設整備課	用地担当	建設部	用地・地籍	用地担当
				調査推進室	

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第19号

津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「政策財務部」の次に「（検査課を除く。）」を加え、同号中スをセとし、キからシまでをクからスまでとし、同号カ中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改め、同号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ スポーツ文化振興部（文化振興課に限る。）に属する事務

第2条第2号中コをサとし、ウからケまでをエからコまでとし、同号イ中「スポーツ文化振興部」の次に「（文化振興課を除く。）」を加え、同号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 政策財務部（検査課に限る。）に属する事務

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第20号

津市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

津市消防本部の組織に関する規則（平成18年津市規則第217号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

消防総務課 消防管理担当 消防政策担当

予防課 設備担当 危険物担当 違反指導担当

消防救急課 警防担当 消防救助担当 救急担当

通信指令課 情報管理担当 通信指令担当

第2条第2項各号を削り、同項に次の表を加える。

消防救急課 消防団統括室 消防団担当

第3条第2項中「各室」を「室」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

課	担当	分掌事務
消防総務課	消防管理担当	<p>(1) 職員の任用、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関すること。</p> <p>(2) 職員の人事及び給与に関すること。</p> <p>(3) 職員の公務災害補償の調整に関すること。</p> <p>(4) 儀式及び表彰の調整に関すること。</p> <p>(5) 訴訟事件の対応に係る調整に関すること。</p> <p>(6) 職員の安全及び衛生並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 被服等の貸与に関すること。</p> <p>(8) 公印の管理に関すること。</p> <p>(9) 総合的な研修の企画及び各種研修の調整に関すること。</p> <p>(10) 職員の資格取得に関すること。</p> <p>(11) 予算の編成、執行及び管理の総括に関すること。</p> <p>(12) 決算及び経理の総括に関すること。</p> <p>(13) 財産の管理及び処分の総括に関すること。</p> <p>(14) 物品の購入及び修繕の総括に関すること。</p> <p>(15) 消防車両及び消防機械器具の管理の総括に関すること。</p> <p>(16) 他の課の所管に属さないこと。</p> <p>(17) 本部及び課の庶務に関すること。</p>
	消防政策担当	<p>(1) 組織制度及び組織運営の企画に関すること。</p> <p>(2) 消防に関する重要事項の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(3) 消防力の整備に関すること。</p> <p>(4) 消防関係例規の制定改廃に係る調整に関すること。</p> <p>(5) 消防年報の編集及び統計事務の調整に関すること。</p>

		<p>すること。</p> <p>(6) 総合的な広報の企画立案及び調査並びに広報活動の調整に関すること。</p> <p>(7) 報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 消防音楽隊等に関すること。</p> <p>(9) 消防職員委員会に関すること。</p> <p>(10) 監察に関すること。</p> <p>(11) 消防関係団体の育成及び指導に関すること。</p>
予防課	設備担当	<p>(1) 建築確認に係る消防同意に関すること。</p> <p>(2) 消防用設備等の設置指導及び消防検査に関すること。</p> <p>(3) 防炎表示制度に関すること。</p> <p>(4) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度に係る特例に関すること。</p> <p>(5) 課の庶務に関すること。</p>
	危険物担当	<p>(1) 危険物製造所等に係る許可、認可、承認及び届出に関すること。</p> <p>(2) 危険物製造所等の査察及び防火対策の推進に関すること。</p> <p>(3) 危険物取扱者、危険物保安監督者等の育成指導に関すること。</p> <p>(4) 危険物等に起因する災害調査に関すること。</p> <p>(5) 液化石油ガスの保安に関すること。</p> <p>(6) 危険物製造所等に係る法令違反の処理に関すること。</p>
	違反指導担当	<p>(1) 火災予防対策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立に関すること。</p> <p>(3) 火災予防の広報等に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 火災の原因及び損害の調査の総括並びに火災の原因の分析に関すること。 (5) 火災情報の開示の調整に関すること。 (6) 火災統計に関すること。 (7) 防火対象物に係る法令違反の処理に関すること。 (8) その他火災予防に関すること。
消防救急課	警防担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警防対策の企画及び調整に関すること。 (2) 各種災害に対する消防活動対策の調査、研究及び調整に関すること。 (3) 各種災害の記録、統計及び分析に関すること。 (4) 消防部隊の出動及び運用基準に関すること。 (5) 消防水利の確保に関すること。 (6) 消防相互応援・受援に関すること。 (7) 災害時等に係る職員の招集計画に関すること。 (8) 開発行為に係る協議及び同意に関すること。 (9) 消防防災指導センターに関すること。 (10) 課（消防団統括室を含む。）の庶務に関すること。
	消防救助担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模な消防訓練の企画立案及び総合調整に関すること。 (2) 国民の保護に関する計画の実施調整及び事務の取りまとめに関すること。 (3) 救助業務の企画及び調整に関すること。 (4) 救助隊の運用基準に関すること。 (5) 救助事故対策に関すること。 (6) 救助に関する技術及び資機材の配備並びに調査研究に関すること。

		<p>(7) 救助の記録及び統計に関すること。</p> <p>(8) 救助情報の開示の調整に関すること。</p>
救急担当		<p>(1) 救急業務の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 救急隊の運用基準に関すること。</p> <p>(3) 救急に関する資機材の配備に関すること。</p> <p>(4) 救急事故対策に関すること。</p> <p>(5) 救急救命士の配備計画に関すること。</p> <p>(6) 救急の記録及び統計に関すること。</p> <p>(7) 救急情報の開示の調整に関すること。</p> <p>(8) 医療機関その他の救急関係機関との調整に関すること。</p> <p>(9) 患者等搬送事業の指導及び認定に関すること。</p> <p>(10) 救急救命士の育成に関すること。</p> <p>(11) 救急隊員の教育訓練及び研修に関すること。</p> <p>(12) 感染防止対策に関すること。</p> <p>(13) 応急手当の普及啓発に関すること。</p> <p>(14) 救急に関する技術及び調査研究に関すること。</p> <p>(15) 救急広報に関すること。</p>
通信指令課	情報管理担当	<p>(1) 情報処理システムの企画、運営管理及び技術指導に関すること。</p> <p>(2) その他情報管理に関すること。</p> <p>(3) 課の庶務に関すること。</p>
	通信指令担当	<p>(1) 指令業務の企画及び調査に関すること。</p> <p>(2) 職員の募集計画の運用に関すること。</p> <p>(3) 消防通信の運用及び統制に関すること。</p> <p>(4) 消防通信設備の整備、保守管理及び技術指導に関すること。</p> <p>(5) 災害通報の受理及び出動指令並びに災害に係る情報収集、記録等に関すること。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(6) 気象情報、地震情報その他の災害情報の収集伝達に関すること。(7) 防災関係機関との通信連絡に関すること。(8) 災害情報等の案内に関すること。(9) その他通信に関すること。 |
|--|--|

別表第2（第3条関係）

消防救急課

室	担当	分掌事務
消防団統括室	消防団担当	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防団員の身分、報酬、費用弁償、公務災害補償等の総括に関すること。(2) 消防団員の表彰に関すること。(3) 消防団員の被服等の貸与に関すること。(4) 消防団の公印の管理に関すること。(5) 消防団員の教養、研修及び訓練の総合的な企画及び調整に関すること。(6) 各種災害に対する消防団活動の調整に関すること。(7) 消防団施設等の管理の総括に関すること。(8) 消防団との連絡調整の総括に関すること。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課、室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に人事異動通知書の交付又は人事異動通知書の交付に代える通知がされない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

消防総務課	総務担当	消防総務課	消防管理担当
〃	企画調整担当	〃	消防政策担当
消防安全課	危険物保安担当	予防課	危険物担当
警防室	安全管理担当	消防救急課	警防担当
〃	消防救助担当	〃	消防救助担当
救急課	救急管理担当	〃	救急担当
〃	救急指導担当	〃	〃

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第21号

津市消防法等施行取扱規則の一部を改正する規則

津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号）の一部を次のように改正する。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第18条 条例第47条の5第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備に限る。以下この条において同じ。）を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において当該消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の5第1項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に消防用設備等が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第19条 条例第47条の5第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、本市のホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

別表中「第18条」を「第20条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第22号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、同号の次に次の1号を加える。

(29) メッセウイング・みえ（会議室及び特別会議室を除く。）

第2条中第30号を第32号とし、第29号の次に次の2号を加える。

(30) サオリーナ（プール、トレーニングルーム及びフリーウエイトルームを除く。）

(31) 三重武道館

第4条第9号中「、第22号から第25号まで及び第26号から第29号まで」を「及び第22号から第28号まで」に改め、同条第13号中「第2条第30号」を「第2条第32号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 第2条第29号に掲げる施設

ア 展示場、大研修室及びギャラリー 使用予定日の属する月の12月前の月の5日から当該使用予定日の3月前の日まで

イ 商談室及び中研修室 使用予定日の属する月の12月前の月の5日から当該使用予定日の14日前まで

(14) 第2条第30号及び第31号に掲げる施設 使用予定日の属する月の6月前の月の5日から当該使用予定日の14日前まで

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第23号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年津市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 次に掲げる施設の使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定による使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

- (1) メッセウイング・みえ（会議室及び特別会議室を除く。）
- (2) サオリーナ（プール、トレーニングルーム及びフリーウエイトルームを除く。）
- (3) 三重武道館

別表サオリーナ及び三重武道館の項中

「4 本市の区域内に所在する保育所、幼稚園、小学校又は中学校が行う事業（中学校クラブ活動を除く。）」を

「4 本市の区域内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。）」に、
「5 一般財団法人三重県武道振興会の主催又は共催事業（三重武道館において行われるものに限る。）」

「3 指定管理者の主催事業」を

「3 指定管理者の主催事業」
「4 三重県内に主たる事務所を有し、かつ、三重

県内において活動を行う武道振興団体が主催する県規模以上の事業（三重武道館において行われるものに限る。）]に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に1項を加える改正規定を次のように改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、一般公開日における個人使用並びにトレーニングルーム及びフリーウエイトルームの使用については、別に定める方法により使用の許可を申請することができる。この場合において、当該申請は、前条に規定する使用時間の終了1時間前までにしなければならない。

第6条の改正規定中「前条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第7条にただし書を加える改正規定及び第8条にただし書を加える改正規定中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 24 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 4 条第 2 項中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を第 18 号とする。

第 19 条中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 2 項」に改める。

別表体育館の項中

津市体育館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
津市久居体育館	
津市河芸体育館	
津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
津市美里体育館	
津市安濃中央総合公園内体育館	
津市香良洲体育館	
津市一志体育館	
津市白山体育館	

を

津市久居体育館	午前9時から午後9時30分まで
津市河芸体育館	
津市芸濃総合文化センター内アリーナ	
津市美里体育館	
津市安濃中央総合公園内体育館	
津市香良洲体育館	
津市一志体育館	
津市白山体育館	

に改め、

同表プールの項中

津市民プール	<p>1 午前9時から午後9時（専用で使用するとき並びに健康トレーニング室及び体育室を使用するときは午後8時、屋外プールを個人で使用するときは午後6時30分）まで</p> <p>2 屋外プールに係る使用期間については、7月1日から8月31日までとする。</p>
津市久居中央スポーツ公園内プール	<p>1 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 当該プールの使用期間は、6月1日から9月30日までの間において市長が定める期間とする。</p>

を

津市久居中央スポーツ公園内プール	1 午前 9 時から午後 5 時まで 2 当該プールの使用期間は、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間において市長が定める期間とする。
------------------	--

に改め、

同表ゲートボール場の項中

津市久居スポーツ公園内ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで
津市庄司庵公園内ゲートボール場	

を

津市庄司庵公園内ゲートボール場	午前 9 時から午後 5 時まで
-----------------	------------------

に、

津市白山ゲートボール場	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
津市白山川口ゲートボール場	
津市白山倭ゲートボール場	
津市白山大三ゲートボール場	

を

津市白山ゲートボール場	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
津市白山川口ゲートボール場	

に改める。

津市白山大三ゲート
ボール場

附 則

この規則中第4条の改正規定及び別表ゲートボール場の項の改正規定は平成29年4月1日から、その他の改正規定は同年10月1日から施行する。

津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 25 号

津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則

津市上下水道事業管理者に対する事務委任規則（平成 18 年津市規則第 210 号）の一部を次のように改正する。

本則中「、簡易水道事業」を削る。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第26号

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成28年津市条例第42号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水設備の構造等の基準）

第2条 排水設備の新設、増設又は改築を行おうとするときは、条例第6条に定めるほか、別表に定める構造基準によらなければならない。ただし、この基準により難い特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

（排水設備の計画の確認の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定による排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、関係資料を添付させることができる。

2 前項の申請者が条例第8条に規定する排水設備工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに具体的な手続を市長に届け出なければならない。

（排水設備の工事完了届等）

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、排水設備工事完了届（第2号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定により交付する検査済証は、検査済証（第2号様式）とする。

3 前項の検査済証を交付する際、くみ取便所（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽並びに同法第3条の2第2項及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものを含む。）を水洗便所に改造した者又は水

洗便所を新設した者に対し、証票（第3号様式）を交付する。

4 前項の規定により交付を受けた証票は、門戸その他適当な場所に掲示しなければならない。

（使用開始等の届出）

第5条 条例第11条第1項の規定による使用開始等の届出は、共同汚水処理施設使用開始（休止・廃止）届（第4号様式）により行うものとする。

（代理人の選定等の届出）

第6条 条例第12条第1項の規定による代理人の選定等の届出は、共同汚水処理施設使用代理人選定（変更）届（第5号様式）により行うものとする。

（代表者の選定等の届出）

第7条 条例第13条第1項の規定による代表者の選定等の届出は、共同汚水処理施設使用代表者選定（変更）届（第6号様式）により行うものとする。

（新規加入の届出）

第8条 条例第14条第1項の規定による新規加入の届出は、新規加入者届出書（第7号様式）により行うものとする。

（共同汚水処理施設一時使用申請）

第9条 条例第15条第3項の規定による共同汚水処理施設の一時使用をしようとする者は、共同汚水処理施設一時使用申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の算定月等）

第10条 津市公共下水道条例施行規程（平成27年津市上下水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第19条の規定は、使用料の算定月等について準用する。この場合において、同条第2号中「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（排除汚水量の認定）

第11条 施行規程第20条の規定は、水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定について準用する。

（排除汚水量の申告）

第12条 条例第16条において準用する津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号）第32条第3号の規定による排除汚水量の申告をしようとする者は、排除汚水量申告書（第9号様式）により行うものとする。

（使用料の納期限）

第13条 使用料の納期限は、納入通知書を発した日から起算して1箇月以内

とする。

(使用料の減免申請)

第14条 条例第17条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる者は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に掲げる生活扶助を受けている者（くみ取便所を水洗便所に改造するまでの期間に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認める者

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、共同汚水処理施設使用料減免申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が天災その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(過誤納金の取扱い)

第15条 市長は、過誤納に係る使用料（以下「過誤納金」という。）があるときは、使用者に還付するものとする。

2 前項の場合において、還付を受けるべき使用者に未納の使用料があるときは、過誤納金を当該未納の使用料に充当することができる。

3 市長は、前2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、共同汚水処理施設使用料過誤納金還付（充当）通知書（第11号様式）により使用者に通知するものとする。

(設置者の異動)

第16条 排水設備の設置者に異動があったときは、直ちに排水設備設置者異動届（第12号様式）により、市長に届け出なければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	排水設備の構造基準
管渠	<p>(1) 排水管に塩化ビニール管を使用する場合は、接着剤を十分塗り、水漏れのないように施工する。</p> <p>(2) 排水管に鉄筋コンクリート管、陶管等を使用する場合は、凹凸のないよう布設し、管の継目は、水漏れのないように施工する。</p> <p>(3) 排水管をますに接続させる場合は、排水管がますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲を水漏れのないようにモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。</p> <p>(4) 排水管の土かぶりは、建築物の敷地内では20センチメートル以上、建築物の敷地外では60センチメートル以上を標準とする。ただし、これにより難い場合で必要な防護を施した場合は、この限りでない。</p>
ます	<p>(1) 設置箇所 ますの設置箇所は、管渠の起点、終点、合流点、屈曲点、内径又は種類を異にする接続箇所及び勾配が著しく変化する箇所に設けること。ただし、維持管理の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。</p> <p>(2) 間隔 ますは、管渠の直線部においては、管径の120倍以下の間隔に設けること。</p> <p>(3) 大きさ ますの大きさは、内径又は内のりが15センチメートル以上の円径又は角形とし、管渠の内径及び埋設の深さに従って維持管理に支障のない大きさとすること。</p> <p>(4) 蓋、その他</p> <p>ア ますには、密閉蓋を設けること。ただし、雨水管渠用のますは、格子蓋を設けることができる。</p> <p>イ ますの底部は、雨水管渠に属するものは、深さ15センチメートル以上の泥ため、その他のものは、これに集合又は接続する管渠の内径及び内のりに応じたインバートを設け、汚泥のたまらないようにすること。</p>

防臭装置	水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水の流出箇所には、トラップを取り付けること。トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破損するおそれがあると認められるとときは、通気管を設けること。
ごみよけ装置	台所、浴室、洗濯場その他汚水の流通を妨げる固型物を排水するおそれのあるはけ口には、10ミリメートル目以下の堅固なスクリーンを取り付けること。
油脂遮断装置	油脂販売店、自動車修理工場、飲食店その他油脂類を多量に排出する場所のはけ口には、油脂遮断装置を設けること。
沈砂装置	洗車場その他土砂を多量に排水する場所には、適当な砂たまりを設けること。
構造及び材料	管渠及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート管、コンクリート管、陶管、硬質塩化ビニール管、セメントモルタル、コンクリート、れんが、石材その他耐水性のものを用い、不浸透耐久構造とすること。
水洗便所	水洗便所は、便器内のし尿を共同汚水処理施設に支障なく排出するに足る圧力水を注流することができる構造とすること。

第1号様式（第3条関係）

排水設備計画確認申請書		年 月 日		
(宛先) 津市長				
申請者	住 所 氏 名	(印)		
(法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名)				
電 話				
次のとおり申請します。				
申請区分	新設・増設・改築			
設置場所		□自家 □借家	□有 □無	
使用者	使用者	住所 氏名 (印)		
施設使用料	排水人口	家族名・勤務者名	世帯数	総人口
支払者	使用水	水道水・井戸水・その他()	水道水栓番号	
施工者 (指定工事店)	指定工事店名		代表者氏名 (印)	
工事期間	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
添付書類	排水設備調査図面・工事見積書又は契約書の写し			
確認申請番号	第 号	受付日	年 月 日	

- (注) 1 この申請書は、必ず工事着工の7日前までに提出してください。
 2 排水設備の設置に際しては、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾を得てから提出してください。

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。		起案	年 月 日
(決裁欄)		合議	決裁
			確認
		融資あっせん 有 無	
決定区分	支障なし ・ 支障あり		

第2号様式（甲）（第4条関係）

排水設備工事完了届			
年 月 日			
(宛先) 津市長			
届出者	住 所		
	氏 名		
(法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名)			
電 話			
<p>次のとおり排水設備の工事が完了しましたので届け出ます。 なお、この工事についての完了検査をお願いします。</p>			
設 置 区 分	新設・増設・改築		
設 置 場 所			
確認年月日及び 排水設備確認番号	年 月 日	水道水栓 番 号	
完 了 年 月 日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
添 付 書 類			

(注) この完了届は、工事を完了した日から7日以内に提出してください。

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の届出による検査結果は、次のとおりです。		起 案	年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁
			証票交付
検 查 結 果	合 格 ・ 不合格		
検 查 事 項			
検 查 員 等	検査年月日	年 月 日	検査員（氏名） 印

第2号様式（乙）（第4条関係）

排水設備工事完了届

年 月 日

（宛先）津市長

届出者 住 所
氏 名 印
（法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

次のとおり排水設備の工事が完了しましたので届け出ます。
なお、この工事についての完了検査をお願いします。

設 置 区 分	新設・増設・改築		
設 置 場 所			
確認年月日及び 排水設備確認番号	年 月 日	水道水栓番号	
完 了 年 月 日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
添 付 書 類			

※ 次の欄は記入しないでください。

検 査 済 証

上記の工事に係る完了検査の結果 合 格 と認める。
不格

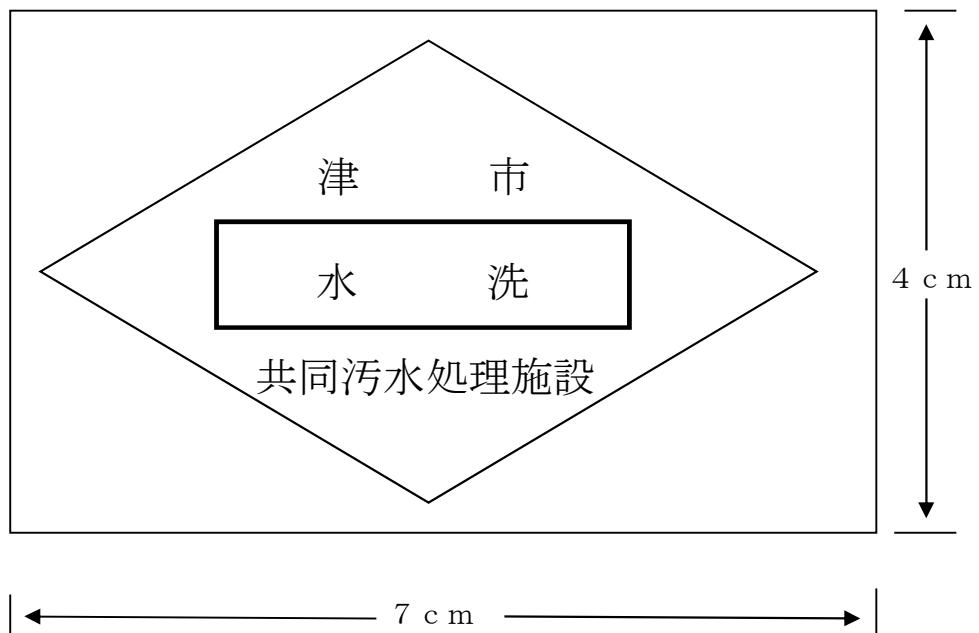
年 月 日

検査員 （氏 名） 印

検査事項

第3号様式（第4条関係）

証 票



第4号様式（第5条関係）

共同汚水処理施設使用開始（休止・廃止）届				
年　月　日				
(宛先) 津市長				
届出者 氏名 住 所 (使用者) 法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名 印 電 話				
次のとおり共同汚水処理施設の使用の 開始 休止　　をしたいので届け出ます。 廃止				
設 置 場 所				
開始（休止・廃止）年月日				
使用水の種類 1水道水 2井戸水 3水道水・井戸水併用				
使 用 目 的 1家事用 2官公署用 3学校用 4工場用 5病院用 6公衆浴場用 7その他（　　）				
使 用 人 員 名（内 同居人 人・通勤者 人）				
浴槽・便所 浴槽 有・無 便所 大便器 個・小便器 個・兼用便器 個				
添 付 書 類				
※ 次の欄は記入しないでください。				
上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日	
(決裁欄)		合 議	決 裁	年 月 日
メーター番号		口 径	開始の指針	年 月 日
備考				

第5号様式（第6条関係）

共同汚水処理施設使用代理人選定（変更）届		
年 月 日		
(宛先) 津市長		
届出者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名) (印) 電 話	
次のとおり代理人を 選定 したので届け出ます。 変更		
設 置 場 所		
新 代 理 人	住 所	
	氏 名	(印) 電 話
旧 代 理 人	住 所	
	氏 名	(印) 電 話
理由		

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁
			入 力
備考			

第6号様式（第7条関係）

共同汚水処理施設使用代表者選定（変更）届

年 月 日

（宛先）津市長

届出者 住 所
氏 名 印
 （法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

次のとおり代表者を 選定
変更 しましたので届け出ます。

設 置 場 所			
新 代 表 者	住 所		
	氏 名	印 電話	
旧 代 表 者	住 所		
	氏 名	印 電話	
理由			

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁
			入 力
備考			

第7号様式（第8条関係）

(表)

整理番号

新規加入者届出書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

届出者 ふりがな

(代表者) 氏 名 印

〔所有者又は使用者が法人その他
の団体にあっては、主たる事務
所又は事業所の所在地、名称及
び代表者の氏名〕

電 話

津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

所有者		所 在 地	地 積	備 考
住 所	氏 名		m ²	

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完成予定年月日 年 月 日

使用開始予定年月日 年 月 日
(負担区の名称)

(裏)

注 意 事 項

- 1 所有者以外の者が使用者である場合は、当該所有者と連署して届け出ください。
- 2 同一の土地に2人以上の使用者があるときは、代表者が届け出ください。
- 3 「地積」の欄には、土地台帳による地積及び仮換地地積を記入してください。

第8号様式（甲）（第9条関係）

共同汚水処理施設一時使用申請書					
年 月 日					
(宛先) 津市長					
申請者 住 所 氏 名 (印) 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話					
次のとおり申請します。					
設 置 場 所					
使 用 理 由					
使 用 状 況	ポンプ型式	吐 口 口 径	1 時 間 平 均 排 水 量	1 日 平 均 運 転 時 間	1 日 平 均 排 水 量
		mm	m ³	時間 分	m ³
		mm	m ³	時間 分	m ³
期間及び排除量	期間	年 月 日から 年 月 日まで		排除量	m ³
添 付 書 類					

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。			起 案	年 月 日
(決裁欄)			合 議	決 裁
				精 算
決定区分	許可する • 許可しない	概 算 金 額	円	
決定理由			精 算 金 額	円
			充 当 金 額 還 付	円

第8号様式（乙）（第9条関係）

共同汚水処理施設一時使用申請書					
年 月 日					
(宛先) 津市長					
申請者 住 所 氏 名 (印) 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 電 話					
次のとおり申請します。					
設 置 場 所					
使 用 理 由					
使 用 状 況	ポンプ型式	吐 口 口 径	1 時 間 平 均 排 水 量	1 日 平 均 運 転 時 間	1 日 平 均 排 水 量
		mm	m ³	時間 分	m ³
		mm	m ³	時間 分	m ³
期間及び排除量	期間	年 月 日から 年 月 日まで		排除量	m ³
添 付 書 類					

※ 次の欄は記入しないでください。

共同汚水処理施設一時使用許可（不許可）決定通知書					
年 月 日 付 け で 申 請 の あ つ た 共 同 汚 水 処 理 施 設 の 一 時 使 用 に つ い て は、 次 の と お り 決 定 し ま す。					
年 月 日					
津市長 (氏 名) (印)					
決定区分	許可する • 許可しない	概 算 金 額	円		
決定理由		精 算 金 額	円		
		充 当 金 額 還 付	円		

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して

3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（甲）（第12条関係）

排除汚水量申告書		年　月　日	
(宛先) 津市長			
申告者 (使用者)	住 所 氏 名 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 印	電 話	
次のとおり申告します。			
営業（排除）場所			
汚水の区分	水道・井戸（手動・動力）		
	排水設備確認番号 第 号		
使用目的	営業用・家事用・その他		
使用人員	名（内同居人 人・通勤者 人）		
営業内容			
排出期間	年　月　日から	年　月　日まで	
使用予定水量			m^3
排除予定水量			m^3
※ 動力でくみ上げている場合のみ記入してください。			
モ　ー　タ　ー		ボ　ン　プ	
製作所名			製作所名
出力	馬力	形 式	
電圧	V	口 径	mm
電流	A	揚水量	m^3
※ 次の欄は記入しないでください。			
上記の申告について、次のとおり決定してよろしいか。			起 案 年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁 年 月 日
			通 知 年 月 日
			調 査 年 月 日
			認 定 年 月 日
決 定 区 分	認定する・認定しない		m^3
決定理由			認 定 汚水量

第9号様式（乙）（第12条関係）

排除汚水量申告書		年　月　日	
(宛先) 津市長			
申告者 (使用者)	住　所 氏　名 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名〕 印	電　話	
次のとおり申告します。			
営業（排除）場所			
汚水の区分	水道・井戸（手動・動力）		
	排水設備確認番号 第　号		
使用目的	営業用・家事用・その他		
使用人員	名（内同居人　人・通勤者　人）		
営業内容			
排出期間	年　月　日から	年　月　日まで	
使用予定水量	m ³		
排除予定水量	m ³		
※ 動力でくみ上げている場合のみ記入してください。			
モ　一　タ　一		ポ　ン　プ	
製作所名		製作所名	
出力	馬力	形　式	
電圧	V	口　径	mm
電流	A	揚水量	m ³
※ 次の欄は記入しないでください。			
排除汚水量認定決定通知書			
年　月　日　付で申告のあった排除汚水量については、次のとおり決定 します。			
年　月　日			
津市長　(氏　名)　印			
決定区分	認定・不認定	決定理由	
認定汚水量	月		

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（甲）（第14条関係）

共同汚水処理施設使用料減免申請書			
年　月　日			
(宛先) 津市長			
申請者 住 所 氏 名 (印) (法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名) 電 話			
次のとおり申請します。			
申 請 区 分	減額 ・ 免除		
使 用 料 総 額			
申 請 理 由			
添 付 書 類			
※ 次の欄は記入しないでください。			
次のとおり決定してよろしいか。		起 案	年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁
		通 知	年 月 日
決 定 区 分	1 減額する 2 免除する 3 却下する		
決定（却下）理由			
決 定 内 容	区 分	使用料総額	
	当 初 決 定 額	円	
	減 免 す る 額	円	
	納 付 額	円	

第10号様式（乙）（第14条関係）

共同汚水処理施設使用料減免申請書	
年　月　日	
(宛先) 津市長	
申請者	住 所 氏 名 (法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名) (印) 電 話
次のとおり申請します。	
申 請 区 分	減額 ・ 免除
使 用 料 総 額	
申 請 理 由	
添 付 書 類	

※ 次の欄は記入しないでください。

共同汚水処理施設使用料減免決定（却下）通知書			
年　月　日　付で申請のあった共同汚水処理施設使用料の減免について は、次のとおり決定します。			
年　月　日			
津市長　(氏　名)　印			
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 減額する <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 却下する		
減 免 内 容	区 分	使用料総額	決定（却下）理由
	当初決定額	円	
	減免する額	円	
	納 付 額	円	

教示　この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第15条関係）

共同汚水処理施設使用料過誤納金還付（充当）通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

あなたが納められた施設使用料は、次のとおり過誤納がありますので、
還付します。
充当

水栓番号

過誤納金内訳

過誤納理由

使用年月	納付済額	納付すべき額	差引過誤納付額
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
年 月 分			
合 計			

充当先内訳

使用年月	未納額				充当額	差引未納額
	施設 使用料			計		
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
年 月 分						
合 計						

差引還付金額 円

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第12号様式（第16条関係）

排水設備設置者異動届		年 月 日
(宛先) 津市長		
届出者	住 所	印
	氏 名	
（法人その他の団体にあっては、 主たる事務所又は事業所の所 在地、名称及び代表者の氏名）		
電 話		
次のとおり届け出ます。		
設 置 場 所		
排水設備の種類		
確 認 番 号 及 び 確 認 年 月 日		年 月 日
設 置 者 (所有者)	新 住 所	
	新 氏 名	
	旧 住 所	
	旧 氏 名	
変 更 の 理 由		

※ 次の欄は記入しないでください。

上記の届出を確認しました。		起 案	年 月 日
(決裁欄)		合 議	決 裁
			年 月 日
備 考		入 力	年 月 日

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第27号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成18年津市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表条例第6条に規定する手当の項中「競艇事業」を「競走事業」に改め、同表条例第12条に規定する手当の項中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

(津市会計規則の一部改正)

第2条 津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

商工観光部	商業振興労政課	課長	を
	工業振興課		
	観光振興課		

商工観光部	商業振興労政課	課長	に
	経営支援課		
	企業誘致課		
	観光振興課		

改める。

(津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例施行規則(平成18年津市規則第155号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(裏)中「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

(津市農業共済事業財務規則の一部改正)

第4条 津市農業共済事業財務規則（平成18年津市規則第173号）の一部を次のように改正する。

本則中「農業共済室長」を「農林水産政策課長」に改める。

第32条中「農業共済室」を「農林水産政策課」に改める。

（津市都市公園条例施行規則の一部改正）

第5条 津市都市公園条例施行規則（平成18年津市規則第185号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部建設整備課」を「建設部建設政策課」に改める。

（津市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成18年津市規則第231号）の一部を次のように改正する。

別表部の分掌事務の表競艇事業部の項を削り、同表建設・都市計画部の項の次に次のように加える。

ボートレース 事業部	ボートレース 事業部	ボートレース事業 班	モーターボート競走場来場 者の避難対策に関すること。
---------------	---------------	---------------	-------------------------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第28号

津市モーターボート競走事業の財務に関する特例を定める規則 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 帳簿組織及び勘定科目

第1節 伝票及び総括簿（第6条—第9条）

第2節 帳簿（第10条・第11条）

第3節 勘定科目（第12条）

第3章 収入及び支出

第1節 収入（第13条—第22条）

第2節 支出（第23条—第43条）

第3節 預り金及び預り有価証券（第44条・第45条）

第4章 物品（第46条—第49条）

第5章 固定資産

第1節 通則（第50条）

第2節 取得（第51条—第59条）

第3節 管理及び処分（第60条—第64条）

第4節 減価償却（第65条・第66条）

第6章 リース会計に係る特例（第67条）

第7章 引当金（第68条・第69条）

第8章 予算（第70条—第73条）

第9章 決算（第74条—第77条）

第10章 契約（第78条—第80条）

第11章 雜則（第81条—第83条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、津市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年津市条例第41号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、本市が行うモーターボート競走事業（以下「競走事業」という。）の財務について、津市会計規則（平成18年津市規則第42号）、津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）その他の規程の特例を定めるものとする。

（企業出納員等）

第2条 競走事業の出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、経営管理課長とする。

3 企業出納員は、競走事業の出納その他の会計事務のうち、条例第7条各号に掲げる事務以外の事務をつかさどるものとする。

4 現金取扱員1人が1日に取り扱うことができる現金の限度額は、1日分の取扱高とする。ただし、企業出納員が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（善管注意義務）

第3条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

（金融機関の出納事務の取扱い）

第4条 競走事業の業務に係る公金の出納事務のうち、収納及び支払の事務の一部を津市指定金融機関として指定されている金融機関に、収納の事務の一部を津市収納代理金融機関として指定されている金融機関に取り扱わせるものとする。

（出納取扱金融機関等）

第5条 前条の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関を津市モーターボート競走事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、同条の収納の事務の一部を取り扱う金融機関を津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

第2章 帳簿組織及び勘定科目

第1節 伝票及び総括簿

（会計伝票の発行等）

第6条 競走事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票（以下「伝票」という。）を発行するものとする。

2 前項の規定により原始記録された伝票を分類し、及び整理することにより、競走事業に関する取引の総括簿とする。

(伝票の種類)

第7条 伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(伝票の起票の作成等)

第8条 伝票の起票は、単純取引を単位として作成し、発行するものとする。

2 複合取引の場合は、その取引要素を単純取引に分離してそれぞれ起票するものとする。

3 過誤その他の理由により取引を取り消し、又は修正しようとするときは、それらの事実に係る取消し又は修正の伝票を発行しなければならない。

(伝票の保存等)

第9条 伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって整理し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第10条 競走事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

(1) 総勘定元帳

(2) 補助元帳

(3) 現預金出納簿

(4) 固定資産台帳

(5) 企業債台帳

2 前項各号に規定する帳簿は、経営管理課長がこれを整理し、及び保管しなければならない。

3 経営管理課長は、第1項各号に掲げるもののほか、必要に応じ同項各号に規定するもの以外の帳簿を備えることができる。

(帳簿の記載)

第11条 前条に規定する帳簿は、伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭にこれを記載しなければならない。

第3節 勘定科目

(勘定科目)

第12条 競走事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分してこれを行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別に定めるところによるものとする。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の調定)

第13条 経営管理課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第14条 経営管理課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、納入期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納入期日の15日前までに送付しなければならない。

(納入通知書の再発行)

第15条 経営管理課長は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「 年 月 日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

(領収書の交付)

第16条 会計管理者、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき競走事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下単に「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書（金銭登録機により領収する場合に交付するものを含む。）を交付しなければならない。

(収納金及び収納金に関する書類の取扱い)

第17条 企業出納員及び現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金

(以下「収納金」という。) 及び当該収納金に関する書類をその日のうちに出納取扱金融機関に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その日の翌日に引き継ぐことができる。

- 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納金を出納取扱金融機関の競走事業に係る預金口座に収納日の5営業日までに振り替えなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、収納金に関する書類の送付を受けたときは、出納取扱金融機関における収納金の総括事務を行う店（以下「総括店」という。）においてその日の分を取りまとめ、収納金送付書を付し、総括店をして収納日の6営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
- 4 収納取扱金融機関は、収納金に関する書類を受けたときは、その日の分を取りまとめ、収納金送付書を付し、収納日の5営業日の午前中までに総括店に送付しなければならない。
- 5 総括店は、前項の規定により収納金に関する書類の送付を受けたときは、収納日の翌営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
- 6 前3項の規定にかかわらず、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納した収納金に関する書類が送付可能になり次第、速やかに送付しなければならない。
- 7 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

（収入伝票の発行）

第18条 経営管理課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行し、収入の収納を証する書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

（誤納金等の還付）

第19条 経営管理課長は、収納金のうち誤納又は過納となったものがある場合は、誤納金又は過納金について振替伝票を発行し、誤納又は過納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添えて市長の決裁を受けるとともに、その旨を納入者に通知しなければならない。

- 2 第24条及び第40条の規定は、前項の誤納金又は過納金の還付について準用する。

（小切手の支払地の区域）

第20条 競走事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小

切手の支払地の区域は、津手形交換参加区域とする。ただし、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関が受け入れる場合にあっては、当該金融機関の加入する手形交換所の手形交換参加区域とする。

（証券の支払拒絶等）

第21条 会計管理者、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

- 2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を提示期間又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、その収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちにその取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を経営管理課長に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項中「出納取扱金融機関」とあるのは、「経営管理課長」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合において、収納取扱金融機関は、経営管理課長から払込みを受けた証券については、当該証券を経営管理課長に返付し、当該証券の受領証を徴さなければならない。
- 6 経営管理課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。この場合において、経営管理課長が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。
- 7 経営管理課長、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段（第4項において準用する場合を含む。）又は前項後段の規定による通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場

合は、当該証券の受領証を徵し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第22条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、経営管理課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債券に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添えて市長に報告しなければならない。

第2節 支出

(支払の手続)

第23条 経営管理課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって市長の決裁を受けなければならない。

2 経営管理課長は、支出しようとする場合は、その支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあっては、支払伝票）を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

(支払伝票の発行)

第24条 経営管理課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについて、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支払伝票を発行し、当該債権者の請求書等支払に関する証ひょう類を添えて直ちに会計管理者に送付しなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることができない場合は、これを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合において、債権者ごとにその支払額を明らかにした内訳書を添えなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第25条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。

2 資金前渡を受けた者又は概算払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合には、その残金を添えて、経営管理課長に提出しなければならない。

3 経営管理課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

(繰替払)

第26条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の8第3号の規定により、勝舟投票券の払戻金、返還金及び事故補填金並びに場外発売に係る委託料の支払については、当該勝舟投票券の発売代金を繰り替えて使用することができる。

(隔地払)

第27条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をする必要がある場合は、出納取扱金融機関をして送金させることができる。この場合において、債権者の指定する金融機関を支払場所としなければならない。

2 前項の規定により出納取扱金融機関をして送金させる場合は、「隔地払」の表示をした小切手及び送金払通知書を作成し、小切手受領書と引換えに出納取扱金融機関に交付しなければならない。

3 第1項の規定により送金させる場合は、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。

(口座振替の申出)

第28条 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合は、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書によって経営管理課長に申し出なければならない。

(口座振替のできる金融機関)

第29条 出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者には、口座振替の方法により支出することができる。

(口座振替による支払手続)

第30条 会計管理者は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関を受取人とした小切手及び口座振替依頼書を作成し、出納取扱金融機関に交付し、支払の手続をしなければならない。

(小切手の振出し)

第31条 会計管理者は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

(使用小切手)

第32条 会計管理者が振り出す小切手は、持参人払式の小切手とする。ただし、受取人の申出による場合又は受取人が官公署若しくは資金前渡を受ける者である場合は、この限りでない。

(振出年月日の記載等)

第33条 小切手の振出年月日の記載、押印及び切離しは、当該小切手を受取人に交付するときにこれをしなければならない。

(記載事項の訂正)

第34条 小切手の券面金額については、訂正してはならない。

2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を必要とする部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、その訂正箇所の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、小切手の振出しに使用する印を押さなければならない。

(書き損じ小切手等の取扱い)

第35条 書き損じ、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書きしてそのまま小切手帳に残しておかなければならない。

(小切手振出済通知書)

第36条 会計管理者は、小切手を振り出したときは、1日分をまとめて小切手振出済通知書を作成し、出納取扱金融機関に送付しなければならない。

(小切手の支払済報告)

第37条 出納取扱金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の支払を行ったものについて1日分を取りまとめ、支払済通知書により翌日までに会計管理者に報告しなければならない。

(小切手振出整理簿)

第38条 会計管理者は、小切手振出整理簿を備え、これに小切手の振出し及び廃棄の状況等を記載し、整理しなければならない。

(公金の振替)

第39条 会計管理者は、一般会計又は他の特別会計に支出をしようとする場合は、公金振替書を作成し、出納取扱金融機関に交付しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の公金振替書を受けたときは、直ちに振替をし、振替済通知書を会計管理者に送付しなければならない。

(領収書の徵取)

第40条 会計管理者は、現金による支払又は小切手の振出しをしたときは、

債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書を受け取らなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の時効)

第41条 会計管理者は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちにその旨を経営管理課長に通知しなければならない。この場合において、経営管理課長は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(誤払い等の回収)

第42条 経営管理課長は、競走事業の支出の支払のうち、誤払い又は過渡しとなったものがある場合は、誤払い又は過渡しを証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

2 第14条から第16条まで及び第18条の規定は、前項の誤払金及び過渡金の回収について準用する。

(債務免除等)

第43条 経営管理課長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

第3節 預り金及び預り有価証券

(預り金及び預り有価証券の保管)

第44条 会計管理者は、保証金その他競走事業の所有に属さない現金又は有価証券を受け入れた場合は、預り金、預り有価証券その他の区分に整理し、及び保管しなければならない。

(準用規定)

第45条 第13条から第43条までの規定は、預り金及び預り有価証券の出納について準用する。

第4章 物品

(直購入)

第46条 経営管理課長は、次の各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は第59条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に直ちに使用する予定のものを市長の決裁を受け、直接その科目の支出として購入することができる。

(1) 消耗品

(2) 消耗工具、器具及び備品

2 前項に定めるもののほか、競走事業に係る物品の取扱いについては、津市物品会計規則の規定を準用する。

(物品の管理)

第47条 経営管理課長は、前条各号に掲げる物品のうち同条の規定により直接その科目的支出として購入されたもの（以下この章及び次章において「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 経営管理課長は、物品整理簿を備え、物品の数量、使用の状況等を記録し、整理しなければならない。

(事故報告)

第48条 経営管理課長は、天災その他の事由により物品が消滅し、亡失し、又は損傷した場合は、速やかにその原因及び現状を調査してその旨を市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第49条 経営管理課長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなつた物を不用品として整理し、市長の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がない場合又は売却価格が売却に要する費用の額に達しない場合その他売却することが不適当と認められる場合については、市長の決裁を受けて、これを廃棄することができる。

2 経営管理課長は、前項ただし書の規定により不用品を廃棄したときは、振替伝票を発行しなければならない。

第5章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第50条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 船舶

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、競走事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 特許権

エ 施設利用権

オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。）

カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第2節 取得

（取得価額）

第51条 固定資産の取得価額については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
 - (3) 貸与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に規定する固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額
- (購入)

第52条 経営管理課長は、固定資産を購入しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第53条 経営管理課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする理由
- (3) 契約の方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第54条 経営管理課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容

を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第55条 経営管理課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする理由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) その建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項に規定する文書には、設計書その他その建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第56条 経営管理課長は、固定資産の納入又は引渡しの通知を受けたときは、遅滞なくこれを検収しなければならない。

(取得の報告)

第57条 経営管理課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なくその旨を市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合において、経営管理課長は、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続を採らなければならない。

(建設改良工事の精算)

第58条 経営管理課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合において、経営管理課長は、適正な基準に従って間接費を配賦し、工事費に併せて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第59条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものについては、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 経営管理課長は、前項に規定する建設改良工事が完成した場合は、建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行して固定資産のその科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

(管理)

第60条 経営管理課長は、その管理に属する固定資産が、常に最良の状態においてその使用に供されるよう留意し、固定資産の得失、現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実体を照合し、その一致を確認するよう適正な管理をしなければならない。

(事故報告)

第61条 経営管理課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(売却等)

第62条 経営管理課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする理由
- (4) 予定価格及び単価
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第63条 経営管理課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなった固定資産については、市長の決裁を受けて、再使用ができるものと、不用となり、又は使用に耐えなくなったものとに区分しなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第64条 経営管理課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を

廃止した場合は、遅滞なくこれらの売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

第4節 減価償却 (減価償却の方法)

第65条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度からこれを行うものとする。

(減価償却の特例)

第66条 経営管理課長は、有形固定資産について、当該有形固定資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその旨及びその年数について市長の決裁を受けなければならない。

第6章 リース会計に係る特例

第67条 前章の規定にかかわらず、第50条第1号ク及び第2号オに掲げるリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係るものに限る。）については、規則第55条第1号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

第7章 引当金 (引当金の計上)

第68条 将來の特定の費用又は損失（規則第22条に規定するものに限る。）の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、その事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 退職給付引当金
- (2) 賞与等引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金
- (6) その他引当金

(引当金の計上方法)

第69条 前条各号に掲げる引当金の計上方法については、市長が別に定める。

第8章 予算 (予算の執行)

第70条 経営管理課長は、企業の適切な経営活動の調整を図り、競走事業の合理的かつ能率的な運営に資するため、議会の議決を経た予算に基づいて、その実行計画（以下「執行計画」という。）を作成し、市長の決裁を受けて、予算執行の統制を図るものとする。

- 2 執行計画は、予算の範囲内で目節に区分して作成するものとする。
- 3 経営管理課長は、前項に規定する目節及び金額を変更して執行しようとする場合は、それぞれその変更の理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第71条 経営管理課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第72条 経営管理課長は、法第24条第3項の規定により、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 経営管理課長は、現金の支出を伴わない経費について、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて市長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第73条 経営管理課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、その年度内に支払義務が生じなかった経費について、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書を作成して5月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかった金額について、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に遡次繰り越して使用する場合について準用する。

第9章 決算 (決算の調製)

第74条 競走事業の決算の調製に関する事務は、経営管理課長がこれを行うものとする。

(決算整理)

第75条 経営管理課長は、毎事業年度末において振替伝票を発行して、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳票の締切り)

第76条 経営管理課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳票の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第77条 経営管理課長は、毎事業年度5月31日までに、次に掲げる書類を作成して市長に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

2 経営管理課長は、前項の規定により決算報告書その他の書類を市長に提出する場合は、併せて証書類並びにその年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び継続費精算報告書を提出しなければならない。

3 前項のキャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第10章 契約 (入札保証金)

第78条 令第21条の15に規定する管理規程で定める入札保証金の率は、一般競争入札及び指名競争入札による契約については、見積金額の100分の3以上とする。

(契約保証金)

第79条 令第21条の15に規定する管理規程で定める契約保証金の率は、一般競争入札及び指名競争入札による契約並びに随意契約については、契約金額の100分の5以上とする。

(津市契約規則の準用)

第80条 前2条に定めるもののほか、競走事業に係る契約の締結及び履行については、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）の規定を準用する。

第11章 雜則

(計理状況の報告)

第81条 経営管理課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(帳票等の様式)

第82条 この規則に規定する帳票等の様式は、別に定めるところによるものとする。

(委任)

第83条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(津市会計規則の一部改正)

2 津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1中

農林水産部	農林水産政策課	を
	農業基盤整備課	
競艇事業部	競艇管理課	に、
	競艇事業課	
農林水産部	農林水産政策課	に、
	農業基盤整備課	

改める。

(津市物品会計規則の一部改正)

3 津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び競艇管理課長」を削る。

第6条第2項第1号中「、競艇管理課長」を削る。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市規則第29号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年津市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第7条第1項」を「第30条第1項」に改め、同項第2号中「第3条第2項」を「第25条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第1条第1項」を「第23条第1項」に改め、同項第2号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）」を「品確法」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。次項第1号において同じ。）
 - (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「B E L S」という。）に基づく評価書の交付を受けたとき（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあっては、当該評価書の写し
- 2 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 付近見取図
 - (2) 届出に係る建築物が一戸建て住宅の場合であって、当該住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けたとき（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）にあっては、当該設計

住宅性能評価書の写し

- (3) 届出に係る建築物が、B E L Sに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあっては、当該評価書の写し

第4条中「第1条第3項及び第7条第3項」を「第23条第3項及び第30条第3項」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第1条第3項の市長が不要と認める図書は、前条第1項のB E L Sに基づく評価書の写しを添えた場合における省令第1条第1項の表（い）の項に掲げる各種計算書（以下「各種計算書」という。）（B E L Sに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。）とする。

- 2 省令第12条第3項の市長が不要と認める図書は、設計住宅性能評価書の写し又はB E L Sに基づく評価書の写しを添えた場合における各種計算書とする。

第6条中「第3条第2項」を「第25条第2項」に、「第6条」を「第28条」に改める。

第7条の見出し中「申請の」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは省令第11条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、計画（申請）取下届（第3号様式の2）を市長に提出するものとする。

第8条中「第4条」を「第26条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽微変更該当証明の交付申請等）

第8条の2 省令第11条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（第5号様式の2）に、省令第1条第1項に規定する図書（当該軽微な変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による提出を受けた場合において、省令第3条に規定する軽微な変更に該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書（第5号様式の3）を交付するものとする。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(記載事項の変更)

第13条 建築主は、省令第4条第1項第1号の規定による適合判定通知書又は第8条の2第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、当該建築主の住所、氏名又は名称等を変更したときは、記載事項変更届（第9号様式）により市長に届け出るものとする。

(適用除外)

第14条 市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務については、第7条第1項、第8条の2及び前条の規定は、適用しない。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第7条関係)

計画 (申請) 取下届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

届出者 氏 名 印

〔 法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第
津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則第8
2項の規定による計画
条の2第1項の規定による申請
を取り下げますので届け出ます。

1 提出又は申請年月日

年 月 日

2 提出又は申請に係る建築物の位置

3 取下げ理由

第 5 号様式中「第 4 条」を「第 26 条」に改め、同様式の次に次の 2 様式を加える。

第5号様式の2 (第8条の2関係)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

氏 名

印

法人その他の団体にあっては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(備考)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第5号様式の3（第8条の2関係）

軽微変更該当証明書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市長（氏名）印

下記に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 建築場所

3 建築物又はその部分の概要

第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第9号様式（第13条関係）

記載事項変更届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

届出者 氏名 印
 法人その他の団体にあっては、
 主たる事務所又は事業所の所
 在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の

建築物エネルギー消費性能確保計画
 規定により、次のとおり の記載事項を
 軽微変更該当証明申請書

変更しましたので届け出ます。

変 更 の 内 容	建築主の住所又は氏名若 しくは名称	変更前	
		変更後	
	その他の変更	変更前	
		変更後	
適合判定通知書年月日番号 又は 軽微変更該当証明書年月日番号		年 月 日	
設 計 者 氏 名		第	号
主 要 用 途			
建 築 場 所			
変 更 理 由			

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付 欄	備 考

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第3号

序中一般

出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

津市長 前葉泰幸

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「しないもの」の次に「（第18条において「外出」という。）」を加え、ただし書を削る。

第18条中「出張」の次に「（外出を除く。）」を加え、「口頭」を「電子メール等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第4号

庁中一般

出先機関

津市総合行政ネットワーク文書管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市総合行政ネットワーク文書管理規程を廃止する訓令

津市総合行政ネットワーク文書管理規程（平成18年津市訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

津市訓令第5号

庁中一般

出先機関

津市自動車事故対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

津市長 前葉泰幸

津市自動車事故対策委員会規程の一部を改正する訓令

津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市有自動車」を「本市の所有する自動車」に改める。

第3条第2項中「政策財務部長」を「政策財務部税務・財産管理担当理事」に、「市民部長」を「政策財務部長」に改め、「総務部長」の次に「、市民部長」を加え、「事故関係の部長」を「事故に係る職員が所属する部の部長」に改める。

第9条中「私有自動車等」を「職員の所有する自動車等」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第6号

競艇事業部

津市モーター ボート競走事業従事員の賃金に関する規程及び津市モーター ボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市モーター ボート競走事業従事員の賃金に関する規程及び津市モーター ボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程を廃止する訓令

次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 津市モーター ボート競走事業従事員の賃金に関する規程（平成18年津市訓令第31号）
- (2) 津市モーター ボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程（平成18年津市訓令第32号）

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に廃止前の津市モーター ボート競走事業従事員の賃金に関する規程又は津市モーター ボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程（以下「廃止前の規程」という。）の規定に基づいて支払われる従事員の賃金については、なお廃止前の規程の例による。

津市訓令第 7 号
津市上下水道事業管理規程第 2 号
津市教育委員会訓令第 2 号
津市選挙管理委員会告示第 26 号
津市農業委員会告示第 1 号
津市監査委員告示第 3 号
津市議会規程第 1 号

府中一般
出先機関

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市選挙管理委員会委員長 坂 口 賢 次

津市農業委員会会长 守 山 孝 之

津市代表監査委員 高 松 和 也

津市議会議長 田 中 勝 博

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

津市職員安全衛生管理規程（平成19年津市訓令第8号、平成19年津市水道事業管理規程第5号、平成19年津市教育委員会訓令第1号、平成19年津市選挙管理委員会告示第128号、平成19年津市農業委員会告示第1号、平成19年津市監査委員告示第9号、平成19年津市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

競艇事業部	競艇事業部安全衛生委員会	競艇事業部競艇管理課
-------	--------------	------------

を

ボートレース事業部	ボートレース事業部安全衛生委員会	ボートレース事業部経営管理課
-----------	------------------	----------------

に

改め、「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「小・中学校、幼稚園安全衛生委員会」を「学校安全衛生委員会」に改める。

別表第2中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第3中「各中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「競艇事業部」を「ボートレース事業部」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第17条関係）

箇所	
津市アストプラザ	津市とことめの里一志
津リージョンプラザ	白山総合支所
各保育所	美杉総合支所
スポーツ文化振興部	津市レークサイド君ヶ野
津駅前北部土地区画整理事務所	三重短期大学
津北工事事務所	議会事務局
津南工事事務所	各小学校
河芸総合支所	各中学校
芸濃総合支所	義務教育学校
津市錫杖湖水荘	各幼稚園
美里総合支所	津市中央公民館
安濃総合支所	津市津図書館
香良洲総合支所	農業委員会事務局
一志総合支所	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第8号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1共通専決事項の表中「※ 表中の「27 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）に係る予定価格の決定に関すること。」に掲げる金額は当該契約に係る設計金額又は予算金額を、その他の金額については1契約単位の契約時等における予定価格又は執行時における予定金額を示す。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

1 「27 契約（工事又は製造その他についての請負（その他についての請負にあっては、工事又は製造の請負に係る調査、測量、設計等の委託に限る。以下同じ。）のうち津市建設工事等入札参加資格審査委員会に付議されるものを除く。）に係る予定価格の決定に関すること。」に掲げる金額は当該契約に係る設計金額又は予算金額を、その他の金額については1契約単位の契約時等における予定価格又は執行時における予定金額を示す。

2 ボートレース事業部に係る「28 次に掲げる事項の支出負担行為及び執行に関すること。ただし、法令、契約等により単価が設定されているもの又は別途承認済みのものに係る支出負担行為及び執行は、課長（室長）の専決事項とする。」による決裁区分が副市長の専決事項については、部長が専決するものとする。

別表第2個別専決事項の表政策財務部の表財産管理課の項中

10 市有財産の有効活用	軽易	やや	重要	特に
--------------	----	----	----	----

	な の	も な の	重 要 な の	な の	も の	重 要 な の
を	10	市有財産の有効活用	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 な も の
「		に関すること。				
	11	公共施設等総合管理 計画の推進及び調整に 関すること。			重 要 な も の	特 に 重 な も の

に改める。

別表第2個別専決事項の表総務部の表行政経営課の項中

2 地方分権の推進に関すること。			重なの	要も	特に重なの
------------------	--	--	-----	----	-------

を

2 地方分権の推進に関すること。			重 要 な の も の	特 重 な の も の	に 要 も の
3 公民連携事業の推進及び調整に関すること。			重 要 な の も の	特 重 な の も の	に 要 も の

に改める。

別表第2個別専決事項の表環境部の表環境政策課の項中「簡易水道事業、」を削る。

別表第2個別専決事項の表健康福祉部の表子育て推進課の項中

3 保育所の利用者負担額の決定及び徴収並び	○
-----------------------	---

に減免に関する事。

3 保育所の利用者負担額の決定及び徴収並びに減免に関すること。	○			
---------------------------------	---	--	--	--

6 そぞろのための教育

- 子どものための教育
　・保育給付の認定及び
　　支給等に関すること。

6 そぞろのための教育

○ 子どものための教育
　・保育給付の認定、支
　　給等に関すること。

に改め、同表高齢福祉課の項中

8 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に関すること。	○			
------------------------------	---	--	--	--

を削り、「9 紙おむつ等給付事業」を「8 紙おむつ等給付事業」に、「10 訪問理美容サービス事業」を「9 訪問理美容サービス事業」に、「11 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」を「10 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に改め、

12 高齢者生活支援事業 見守りケーブルに関する こと。	○			
------------------------------------	---	--	--	--

を削り、「13 高齢者生活福祉センター居住事業」を「11 高齢者生活福祉センター居住事業」に、「14 外国人高齢者福祉給付金支給事業」を「12 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「15 老人福祉電話事業」を「13 老人福祉電話事業」に、「16 緊急通報装置事業」を「14 緊急通報装置事業」に、「17 老人日常生活用具給付等事業」を「15 老人日常生活用具給付等事業」に、「18 徘徊高齢者家族支援サービス事業」を「16 徘徊高齢者家族支援サービス事業及び徘徊SOSネットワーク事業」に、「19 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等」を「17 その他高齢福祉サービス事業及び生活支援の利用の調整及び要請」に改め、同表介

護保険課の項目中

	4 介護保険資格者証の交付に関すること。	○					
--	----------------------	---	--	--	--	--	--

を

	4 介護保険資格者証の交付に関すること。	○					
	5 介護保険負担割合証の交付に関すること。		○				

に、「5 介護保険に」を「6 介護保険に」に、「6 介護保険に係る負担限度額」を「7 介護保険に係る負担限度額」に、「7 介護保険受給資格証明書」を「8 介護保険受給資格証明書」に、「8 社会福祉法人等」を「9 社会福祉法人等」に、「9 介護保険」を「10 介護保険」に、「10 介護保険給付」を「11 介護保険給付」に、「11 介護保険給付の一時差止」を「12 介護保険給付の一時差止」に、「12 介護保険給付の減額等」を「13 介護保険給付の減額等」に、「13 介護保険福祉用具購入費」を「14 介護保険福祉用具購入費」に、「14 介護保険住宅改修費」を「15 介護保険住宅改修費」に、

	15 高額介護（居宅支援）サービス費の支給に関すること。		○				
--	------------------------------	--	---	--	--	--	--

を

	16 高額介護（予防）サービス費の支給に関すること。		○				
	17 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給に関すること。		○				
	18 第1号事業費の支払に関すること。		○				
	19 高額介護予防サービス費相当事業の支払に関すること。		○				

20 高額医療合算介護サービス費相当事業の支払に関すること。	○				
--------------------------------	---	--	--	--	--

に、「16 居宅サービス計画作成（変更）依頼届」を「21 居宅サービス計画作成（変更）依頼届」に、「17 住宅改修支援事業」を「22 住宅改修支援事業」に、

18 介護保険サービス提供事業者の指定に関すること。			○		
----------------------------	--	--	---	--	--

を

23 介護保険サービス提供事業者の指定に関すること。				○	
24 介護予防・生活支援サービス事業者の指定に関すること。	○				

に、

19 介護保険サービス提供事業者に対する指導・監査に関すること。	○				
----------------------------------	---	--	--	--	--

を

25 介護保険サービス提供事業者に対する指導・監査に関すること。	○				
26 介護予防・生活支援サービス事業者に対する指導・監査に関すること。	○				

に、「20 福祉有償運送運営協議会」を「27 福祉有償運送運営協議会」に、「21 福祉有償運送」を「28 福祉有償運送」に、「22 介護保険料」を「29 介護保険料」に、「23 介護保険料」を「30 介護保険料」に、「24 介護保険料納入通知書」を「31 介護保険料納入通知書」に、「25 介護保険料」を「32 介護保険料」に、「26 介護保険第1号被

「保険者」を「33 介護保険第1号被保険者」に、「27 介護保険第1号保険料」を「34 介護保険第1号保険料」に、「28 介護保険第1号保険料」を「35 介護保険第1号保険料」に、「29 介護保険第1号保険料」を「36 介護保険第1号保険料」に、「30 介護保険第1号保険料」を「37 介護保険第1号保険料」に、「31 介護保険第1号保険料」を「38 介護保険第1号保険料」に、「32 介護保険第1号保険料」を「39 介護保険第1号保険料」に、「33 差押物件」を「40 差押物件」に、「34 差押物件」を「41 差押物件」に、「35 要介護認定」を「42 要介護認定」に、

	36 認定に係る相談及び審査請求に関すること。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	
を「	43 認定に係る相談及び審査請求に関すること。 44 基本チェックリスト 対象者の確定及び確定 に係る相談等に関する こと。	○ 軽易 なも の			

に改める。

別表第2個別専決事項の表商工観光部の表工業振興課の項を次のように改める。

経営支援課	1 中小企業等に係る総合的な企業支援に関すること。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要な もの
	2 創業支援に関すること。	軽易 なも の	やや 重要 なも の	重要 なも の	特に 重要な もの
	3 中小企業等に係る企			○	

	業間交流の促進及び情報発信に関すること。						
	4 工業の振興の計画、実施及び調整に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの	
	5 企業の立地に係る補助金の交付決定に関すること。				○		
企業誘致課	企業の誘致に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの	

別表第2個別専決事項の表農林水産部の表農林水産政策課の項中

	3 鳥獣飼養の登録票の交付に関すること。		○				
	3 鳥獣飼養の登録票の交付に関すること。		○				
	4 三重県農業共済組合との連絡調整に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの			

に改め、「4 農林水産業等」を「5 農林水産業等」に、「5 販売禁止鳥獣等」を「6 販売禁止鳥獣等」に、「6 農林水産業等」を「7 農林水産業等」に改める。

別表第2個別専決事項の表競艇事業部の表を削る。

別表第2個別専決事項の表都市計画部の表都市政策課の項中「空地等対策の推進に関する特別措置法」を「空家等対策の推進に関する特別措置法」に改め、同表建築指導課の項中

	6 建築協定に関すること。				○		
--	---------------	--	--	--	---	--	--

を

	6 道路後退用地の確保 、保全等に関すること。	軽易 なも の	や 重 要 な も の	や 重 要 な も の	重 要 な も の	
	7 建築協定に関するこ と。				○	
	8 建築に係る相談及び 指導に関すること。	軽易 なも の	や 重 要 な も の	や 重 要 な も の	重 要 な も の	
に、「7 優良住宅」を「9 優良住宅」に、	8 モーテル類似旅館等 の建築に係る指導に關 すること。				○	
を	10 モーテル類似旅館等 の建築に係る指導に關 すること。				○	
「9 建築計画概要書等」を「12 建築計画概要書等」に、	11 建築統計に関するこ と。		○			
を	10 独立行政法人住宅金 融支援機構法（平成1 7年法律第82号）に 基づく設計及び現場に 係る審査に関すること。		○			
13 独立行政法人住宅金 融支援機構法（平成1 7年法律第82号）に 基づく設計及び現場に 係る審査に関すること。		○				

14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定等に関すること。

○

に、「11 建築物等」を「15 建築物等」に、「12 建築物等」を「16 建築物等」に、「13 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を「17 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に、「14 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」を「18 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に、「15 建築物の耐震改修の促進に関する法律」を「19 建築物の耐震改修の促進に関する法律」に、「16 住宅」を「20 住宅」に、「17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を「21 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に、「（建築物）」を「（建築物に限る。）」に改め、

18 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく届出等に関すること。

○

を削り、「19 長期優良住宅の普及の促進に関する法律」を「22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に、「20 都市の低炭素化の促進に関する法律」を「23 都市の低炭素化の促進に関する法律」に、

21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく認定に関すること。

○

22 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置に関すること。

軽易 やや 重要 特に
なも 重な もの なも
の なも の なも

を

24 空家等対策の推進に

軽易 やや 重要 特に

	関する特別措置法に基づく特定空家等に対する措置に関すること。	な の	重 要 な も の	な の	重 要 な も の
25	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関すること。	○			

に改める。

別表第2個別専決事項の表建設部の表建設政策課の項中「占用の許可」を「占用及び使用の許可」に、「占用料の納入通知書」を「占用料及び使用料の納入通知書」に、

	5 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る占用料の減免に関すること。	○			
--	------------------------------------	---	--	--	--

を

	5 道路、公園、水路、河川及び調整池に係る占用料及び使用料の減免に関すること。	○			
6	道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界に関すること。	○			
7	道路台帳及び公園台帳の調製及び保管に関すること。	○			

に改め、同表建設整備課の項中

建設整備課	1 道路、公園、水路、河川及び調整池と民有地との境界に関すること。	○			
	2 津市道路整備計画の推進及び調整に関する	軽 易 な も	や や 重 要	重 要 な も	特 に 重 要

	こと。	の	な も	の	な も	の
建設整備課	1 津市道路整備計画の推進及び調整に関すること。	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の	の

に、「3 橋りょう長寿命化修繕計画」を「2 橋りょう長寿命化修繕計画」に、「4 舗装維持管理計画」を「3 舗装維持管理計画」に、「5 公園緑地」を「4 公園緑地」に改め、

	6 公園の使用等の許可及びその取消しに関すること。	○				
	7 公園に係る使用料等の納入通知書の発行に関すること。	○				
	8 公園に係る使用料等の減免に関すること。	○				

を削り、「9 特定事業」を「5 特定事業」に改める。

別表第2個別専決事項の表建設部の表の次に次の表を加える。

ボートレース事業部

課	専決事項	決裁区分				
		担 当 主 幹	課 長	部 次 長	部 長	副 市 長
経営管理課	1 モーターボート競走事業の総合的な経営及び管理に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
	2 モーターボート競走事業の調査、計画等に関すること。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	

	<p>3 モーターボートレースの開催及び中止の決定に関すること。</p> <p>4 モーターボートレース開催の届出に関すること。</p> <p>5 選手の賞金等の支払に関すること。</p> <p>6 臨時職員等の任用条件、勤務条件、福利厚生等に関すること。</p>		○		○	
事業推進課	<p>1 開催業務の企画、広報等に関すること。</p> <p>2 発売日程に関すること。</p> <p>3 場間場外発売等に係る渉外活動に関すること。</p> <p>4 ファンの実態調査及びファンサービスに関すること。</p> <p>5 勝舟投票券の発売並びに払戻金及び返還金の支払に関すること。</p> <p>6 投票業務及び計算業務の指導及び監督に関すること。</p> <p>7 外向発売所の運営に関すること。</p>	軽易なものの 軽易なものの 軽易なものの ○ ○ ○ ○ ○	やや重なるもの やや重なるもの やや重なるもの ○ ○ ○ ○ ○	重要なもの の ○ の ○ ○ ○ ○	重要なもの の ○ の ○ ○ ○ ○	

		の	な も	の	
	8 競走場の警備及び入 場者等の整理に関する こと。	○			
	9 競走用モーター及び ボートに関すること。			○	

別表第4 個別専決事項の表健康福祉部福祉政策課の表の次に次の表を加える。

健康福祉部高齢福祉課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
地域包 括ケア 推進室	1 地域の包括的な支援 ・サービス体制の構築 に係る事業の企画及び 調整に関すること。 2 地域包括支援センター の運営及び総括に關 すること。 3 一般介護予防事業及 び介護予防・生活支援 サービス事業の実施に 関すること。 4 生活支援体制整備事 業の実施に関すること。 5 認知症施策推進事業 の実施に関すること。 6 在宅医療・介護連携 推進事業の実施に關す ること。 7 地域ケア会議推進事	軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

	業の実施に関すること。				
--	-------------	--	--	--	--

別表第4個別専決事項の表商工観光部工業振興課の表を削る。

別表第4個別専決事項の表農林水産部農林水産政策課の表中農業共済室の項を削る。

別表第4個別専決事項の表都市計画部都市政策課の表の次に次の表を加える。

建設部建設政策課

室	専決事項	決裁区分				
		担当 主幹	室長	部次 長	部長	副市 長
用地・ 地籍調 査推進 室	地籍調査に係る事業の調 整、計画及び実施に関す ること。		軽易 なも の	や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第9号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令

津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1久居総合支所の表市民課の部介護・保険担当の項第2号中「給付申請」の次に「及び介護予防・生活支援サービス事業に係る申請」を加え、同表福祉課の部高齢・障がい担当の項第3号中「生活支援」を「在宅福祉事業」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同表福祉課の部福祉担当の項第7号中「への救護員等の派遣に係る申請の受付」を「との連絡調整等」に改める。

別表第1河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の部福祉担当の項第7号中「への救護員等の派遣に係る申請の受付」を「との連絡調整等」に改め、同項第18号中「生活支援」を「在宅福祉事業」に改め、同項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第30号までを1号ずつ繰り上げ、同項第31号中「給付申請」の次に「及び介護予防・生活支援サービス事業に係る申請」を加え、同号を同項第30号とし、同項中第32号から第56号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2美杉総合支所の部市民福祉課の項中

「

福祉担当	津市美杉健康相談所の管理に関すること。
------	---------------------

」を

「

福祉担当	津市国民健康保険竹原診療所及び津市家庭医療クリニックの管理に関すること。
------	--------------------------------------

」に改める。

津市美杉健康相談所の管理に関すること。

別表第3中

「(10) 財産区との連絡調整に関すること（榎原出張所及び波瀬出張所に限る。）」を

「(10) 財産区との連絡調整に関すること（榎原出張所及び波瀬出張所に限る。）」に改め、

「(11) 地域活動に係る相談及び助言に関すること。」

「(11) 市民相談」を「(12) 市民相談」に、「(12) 自治会」を「(13) 自治会」に、「(13) 国民健康保険被保険者」を「(14) 国民健康保険被保険者」に、「(14) 国民年金被保険者」を「(15) 国民年金被保険者」に、「(15) 介護保険受給資格者証明書」を「(16) 介護保険受給資格者証明書」に、「(16) 国民健康保険」を「(17) 国民健康保険」に、「(17) 専用公印」を「(18) 専用公印」に、「(18) 統計」を「(19) 統計」に、「(19) 文書」を「(20) 文書」に、「(20) 法令」を「(21) 法令」に、「(21) 出張所」を「(22) 出張所」に、「(22) 高野尾出張所」を「(23) 高野尾出張所」に、「(23) 安東出張所」を「(24) 安東出張所」に、「(24) 藤水出張所」を「(25) 藤水出張所」に、「(25) その他」を「(26) その他」に改める。

別表第5久居総合支所の表福祉課の項中

「 8 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に関すること。 ○ | | | | 」

を削り、「9 紙おむつ等給付事業」を「8 紙おむつ等給付事業」に、「10 訪問理美容サービス事業」を「9 訪問理美容サービス事業」に、「11 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」を「10 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に、「12 高齢者生活福祉センター居住事業」を「11 高齢者生活福祉センター居住事業」に、「13 外国人高齢者福祉給付金支給事業」を「12 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「14 老人福祉電話事業」を「13 老人福祉電話事業」に、「15 緊急通報装置事業」を「14 緊急通報装置事業」に、「16 老人日常生活用具給付等事業」を「15 老人日常生活用具給付等事業」に、「17 徘徊高齢者家族支援サービス事業」を

「16 徘徊高齢者家族支援サービス事業及び徘徊SOSネットワーク事業」に、「18 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等」を「17 その他高齢福祉サービス事業及び生活支援の利用の調整及び要請」に、「19 自立支援給付」を「18 自立支援給付」に、「20 自立支援給付」を「19 自立支援給付」に、「21 地域生活支援事業」を「20 地域生活支援事業」に、「22 地域生活支援事業」を「21 地域生活支援事業」に、「23 障害福祉サービス受給者証」を「22 障害福祉サービス受給者証」に、「24 障害福祉サービス事業」を「23 障害福祉サービス事業」に、「25 難病患者等日常生活用具給付事業」を「24 難病患者等日常生活用具給付事業」に、「26 障害児通所給付」を「25 障害児通所給付」に、「27 障害児通所給付」を「26 障害児通所給付」に改める。

別表第5河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表市民福祉課の項目中

「	17 軽度生活家事援助事業に係る利用の決定等に關すること。	○				
---	-------------------------------	---	--	--	--	--

を削り、「18 紙おむつ等給付事業」を「17 紙おむつ等給付事業」に、「19 訪問理美容サービス事業」を「18 訪問理美容サービス事業」に、「20 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」を「19 在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業」に改め、

「	21 高齢者生活支援事業見守りケーブルに關すること。	○				
---	----------------------------	---	--	--	--	--

を削り、「22 高齢者生活福祉センター居住事業」を「20 高齢者生活福祉センター居住事業」に、「23 外国人高齢者福祉給付金支給事業」を「21 外国人高齢者福祉給付金支給事業」に、「24 老人福祉電話事業」を「22 老人福祉電話事業」に、「25 緊急通報装置事業」を「23 緊急通報装置事業」に、「26 老人日常生活用具給付等事業」を「24 老人日常生活用具給付等事業」に、「27 徘徊高齢者家族支援サービス事業及び徘徊SOSネットワーク事業」に、「28 生きがい活動支援通所事業に係る利用の決定等」を「26 その他高齢福祉サ

ービス事業及び生活支援の利用の調整及び要請」に、「29 自立支援給付」を「27 自立支援給付」に、「30 自立支援給付」を「28 自立支援給付」に、「31 地域生活支援事業」を「29 地域生活支援事業」に、「32 地域生活支援事業」を「30 地域生活支援事業」に、「33 障害福祉サービス受給者証」を「31 障害福祉サービス受給者証」に、「34 障害福祉サービス事業」を「32 障害福祉サービス事業」に、「35 難病患者等日常生活用具給付事業」を「33 難病患者等日常生活用具給付事業」に、「36 介護保険被保険者証」を「34 介護保険被保険者証」に、「37 介護保険被保険者証」を「35 介護保険被保険者証」に、「38 介護保険資格者証」を「36 介護保険資格者証」に、「39 介護保険第1号被保険者」を「37 介護保険第1号被保険者」に、「40 介護保険第1号保険料」を「38 介護保険第1号保険料」に、「41 介護保険第1号保険料」を「39 介護保険第1号保険料」に、「42 介護保険第1号保険料」を「40 介護保険第1号保険料」に、「43 国民健康保険被保険者」を「41 国民健康保険被保険者」に、「44 国民健康保険被保険者証」を「42 国民健康保険被保険者証」に、「45 国民健康保険料」を「43 国民健康保険料」に、「46 国民健康保険料」を「44 国民健康保険料」に、「47 国民健康保険料」を「45 国民健康保険料」に、「48 国民健康保険料」を「46 国民健康保険料」に、「49 国民健康保険料」を「47 国民健康保険料」に、「50 福祉医療費」を「48 福祉医療費」に、「51 福祉医療費」を「49 福祉医療費」に、「52 後期高齢者医療」を「50 後期高齢者医療」に、「53 後期高齢者医療被保険者証」を「51 後期高齢者医療被保険者証」に、「54 障害児通所給付」を「52 障害児通所給付」に、「55 障害児通所給付」を「53 障害児通所給付」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市訓令第10号

庁中一般

出先機関

津市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

津市長 前葉泰幸

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、統合型文書管理システムを利用した出勤簿については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

津市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成6年津市告示第76号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

河辺町自治会

三重県津市河辺町2460番地

代表者 川邊 甚一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	木平 敏之 三重県津市河辺町893番地
変更後	川邊 甚一 三重県津市河辺町1893番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年3月5日の定期総会において改選されたため。

津市告示第30号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成29年3月21日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0102032	平成28年10月1日	平成29年1月5日
9224548	平成28年10月1日	平成29年1月27日
9243771	平成28年10月1日	平成29年1月29日

津市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第6号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加516番地

代表者 西野 行平

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	真川 新也 三重県津市安濃町栗加210番地
変更後	西野 行平 三重県津市安濃町栗加456番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年2月12日の定期総会において選任され、平成29年3月1日から就任することになったため。

津市告示第32号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第12条第2項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16
条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月23日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 3月 6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 3月 8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 3月14日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成29年 3月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

西里ノ上自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の教養に關すること。
- (2) 会員の福祉増進文化の向上に關すること。
- (3) 町内の広報に關すること。
- (4) 町内公園等の除草清掃活動の実施。

3 区域

本会の区域は、津市高茶屋五丁目1番街区から4番街区まで及び8番街区から11番街区までの区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市高茶屋五丁目2番48号

5 代表者の氏名及び住所

近藤 貞夫

三重県津市高茶屋五丁目3番50号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会の4分の3以上の承諾を得な

ければならない。

9 認可年月日

平成29年3月27日

津市告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、津市森林整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定により告示し、当該津市森林整備計画変更計画書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

津市白山町川口892番地

津市白山庁舎2階 津市農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

平成29年3月27日から平成29年4月26日

津市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第196号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

長岡町自治会

三重県津市長岡町577番地3

代表者 工藤 務

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	伊藤 稔 三重県津市長岡町589番地
変更後	工藤 務 三重県津市長岡町229番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年3月5日の定期総会において改選されたため。

津市告示第36号

モーター ボート 競走法（昭和26年法律第242号）第3条第2号に係る事務を私人に委託したので、モーター ボート 競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）第2条第3項及びモーター ボート 競走法第3条に基づく私人委託実施規則（平成20年津市規則第37号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託事務の履行場所

岐阜県養老郡養老町大巻1264番地1

2 受託者

津市大里野田町499番地

日本トーター株式会社津事業所

3 履行期間

平成29年3月24日から平成34年3月31日まで

津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 小林 清

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後久 正治 三重県津市安濃町安濃1222番地
変更後	小林 清 三重県津市安濃町安濃1112番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年2月26日の定期総会において選任され、平成29年3月5日から就任することになったため。

津市告示第38号

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月29日

津市長 前葉泰幸

津市開発事業に関する指導要綱の一部を改正する告示

津市開発事業に関する指導要綱（平成18年津市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第29条第3号」を「第29条第1項第3号」に改める。

第16条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

津市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年津市告示第229号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

納所町自治会

三重県津市納所町862番地

代表者 小林 正作

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	稻垣 嘉治 三重県津市納所町894番地
変更後	小林 正作 三重県津市納所町931番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成29年3月5日の総会において改選されたため。

津市告示第40号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第14に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第14に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定め、平成29年4月1日から施行し、低炭素建築物の認定に関する告示（平成28年津市告示第51号。以下「旧告示」という。）は、平成29年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行の日前に交付を受けた旧告示第2の1(1)及び2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第2の1(1)及び2(2)に規定する適合証とみなす。

平成29年3月30日

津市長 前葉泰幸

第1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
(3)に該当するものを除く。）
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
 - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能

評価機関であるもの

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が、交付する品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 第1の2(3)に該当する登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

第3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第1の1の1-2及び2の2-1ただし書きの規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。

津市告示第41号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）及び法第30条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」）の適合性を審査する機関を第1に、津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）別表第15に規定にする認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第2に、同条例別表第15に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第3に、同条例別表第15に規定する法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第15に規定する法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定め、平成29年4月1日から施行し、建築物省エネ法の認定に関する告示（平成28年津市告示第52号。以下「旧告示」という。）は、平成29年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行の日前に交付を受けた旧告示第2の1(1)及び2(1)並びに第3の1(1)及び2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第2の1(1)及び2(1)並びに第3の1(1)及び2(1)に規定する適合証とみなす。

平成29年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

第1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。） ((3)に該当するものを除く。)
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規

定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

- (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。

- (1) 第1の2(1)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

- (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

- (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証

- (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項

又は第18条第18項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証

(4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

(1) 第1の2(1)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 第1の2(2)に掲げる機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 第1の2(3)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 1(2)に掲げる書面

(5) 1(3)に掲げる書面

第4 法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

津市告示第42号

津市手数料条例（平成18年津市条例第73号）別表第15に規定する市長が別に定める用途を第1に、工場等の用途の部分について市長が別に定める規模を第2に、工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模を第3に定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

第1 用途は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるもの以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に附属するものを除く。

- 1 自動車車庫
- 2 倉庫
- 3 卸売市場
- 4 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 5 前各号に掲げるもののほか、これらに類するもの

第2 工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

第3 工場等以外の用途の部分の規模は、建築物の非住宅部分全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロの規定に基づき評価されたものであって、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

津市告示第43号

健康福祉部

津市家庭医療クリニック指定居宅療養管理指導事業運営規程を次のように定める。

平成29年3月31日

津市長 前 葉 泰 幸

津市家庭医療クリニック指定居宅療養管理指導事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、津市家庭医療クリニックにおいて実施する指定居宅療養管理指導事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という。）の居宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業の提供に当たっては、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるとともに、関係市町村と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従事者の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 1名

(2) 管理栄養士 1名

2 従事者の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 医師 医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供及び利用者又はその家族（以下「利用

者等」という。)に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

- (2) 管理栄養士 医師の指示に基づき作成した栄養ケア計画に沿って栄養管理に係る必要な情報の提供及び助言、食事療養に関する実地指導等を行う。
(実施日)

第5条 事業の実施日は、月曜日及び木曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

(実施時間)

第6条 事業の実施時間は、午後1時から午後4時までとする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの介護全般に係る相談等に関すること。
- (2) 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供に関すること。
- (3) 利用者等に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等に関すること。
- (4) その他療養生活向上のための指導、助言等に関すること。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に定める基準に基づき算定した額とし、当該事業が法定代理受領サービスに該当する場合にあっては、介護保険に係る利用者負担の割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 事業の実施に交通費を要した場合は、津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第135号)別表第1に規定する市有自動車使用料の額の支払を受けるものとする。

3 前2項の費用の支払を受ける場合は、利用者等に対して事前に説明し、同意を得るものとする。

(苦情処理)

第9条 従事者は、事業に係る苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第10条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。利用者との契約終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 やむを得ない事情により事業の実施が困難な状況となった場合は、医療機関を紹介する等、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。